

官報 号外

昭和四十八年八月二十四日

○第七十二回 参議院會議録第三十号

昭和四十八年八月二十四日(金曜日)

午前十時七分開議

○議事日程 第三十三号

昭和四十八年八月二十四日

午前十時開議

- 第一 自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第二 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律案(災害対策特別委員長提出)
- 第三 都市緑地保全法案(内閣提出、衆議院送付)
- 第四 中小企業団体の組織に関する法律に基づく命令の規定による組織の登録の特例等に関する法律案(衆議院提出)
- 第五 公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

- 一、請暇の件
- 一、検察官適格審査会委員、同予備委員及び鉄道建設審議会委員の選挙

○議長(河野謙三君) これより会議を開きます。
この際、おはかりいたします。

昭和四十八年八月二十四日 参議院會議録第三十号

請暇の件 検察官適格審査会委員、同予備委員及び鉄道建設審議会委員の選挙

田中寿美子君から海外旅行のため来た二十一日から十八日間、栗林卓司君から海外旅行のため十四日間、それぞれ請暇の申し出がございました。いずれも許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。よって、いずれも許可することに決しました。

○議長(河野謙三君) この際、欠員中の検察官適格審査会委員、同予備委員、鉄道建設審議会委員各一名の選挙を行ないます。

○竹田現照君 各種委員の選挙は、いずれもその手続を省略し、議長において指名することの動議を提出いたします。

○山田昭範君 私は、ただいまの竹田君の動議に賛成いたします。

○議長(河野謙三君) 竹田君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。よって、議長は、検察官適格審査会委員に鈴木雄君を、

同予備委員に向井長年君を、

鉄道建設審議会委員に三木忠雄君を、

それぞれ指名いたします。

○議長(河野謙三君) 日程第一、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。
まず委員長の報告を求めます。公害対策及び環境保全特別委員長森中守義君。

審査報告書

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和四十八年七月十三日

公害対策及び環境保全特別委員長 森中 守義

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国立公園若しくは国定公園の普通地域又は自然環境保全地域の普通地区における自然環境の適正な保全を図るため、届出を要する行為として土地の形状変更等を加えるとともに、届出をした日から起算して三十日を経過した後でなければ行為に着手することができないうとする等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は各種開発行為による自然環境の破壊が進行している現状にかんがみ、自然環境保全行政をより強化するために、次の諸点について努力すべきである。

一、環境庁長官は法令によつて附与された調整権限を十分に活用することによつて、自然環境保全行政を積極的に推進すること。

二、自然環境保全地域及び自然公園内の民有地買上げ制度を拡充強化するとともに、先買制度及び買取り請求制度等につき検討すること。

三、自然環境保全地域及び自然公園内の国有林野について、自然環境保全等の見地から適切な森林施業を行なつてその保護育成を図るとともに、国有林野事業の公益的業務分野に係る費用負担の改善を図ること。

四、国立公園等の普通地域及び自然環境保全地域の普通地区においても許可制とすることにつき再検討すること。

五、自然環境保全法及び自然公園法の施行に当つては、次の事項について措置すること。
(一) 自然環境保全法第五条の規定に基づく基礎調査を実施するために必要な経費を十分に確保するとともに、地方公共団体が自然環境保全のために支弁する経費については、当該地方公共団体の財政事情にかんがみ、国はその財源について、十分な措置を行なうこと。

(二) 国立公園等の地域において、自動車道、レジャーランド、ゴルフ場等の大規模な開発行為がすすぐれた自然環境を破壊している現状にかんがみ、公園計画の定期的な見直しを行ない、保護管理の方針を明確にするよう検討すること。

また、国立公園の現地における保護管理の実施体制については、管理事務所の増設、管理員の増員等その強化に努めるとともに、国立公園及び都道府県立自然公園に関しても都道府県を十分指導援助すること。

(三) 自然環境保全法の本格的な施行体制を整備し、同法による地域の指定をすみやかに進めるとともに、都道府県の自然環境保全条例の施行についても十分な指導援助を行なうよう努めること。

(四) 自然保護取締官制度については、具体的な運用方針を早急に決定し、現地管理の機能を十分に発揮できるように体制を整備すること。

自然公園法及び自然環境保全法の一

昭和四十八年八月二十四日 参議院會議録第三十号

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律案 七八四

こと。

(四) 自然環境保全法および自然公園法に基づき許可等を行なうに当つては、その基準を明確にすること。

(五) 自然環境保全地域の普通地区又は国立公園等の普通地域における届出を要する行為について届出があつた場合には、所定の期間内に審査ができるようその体制を整備すること。

(六) 自然環境保全地域及び自然公園の区域内の生業の維持と自然の保護との調整を図ること。

(七) 自然保護のための研究体制を整備すること。

(八) 自然保護思想の普及強化を図ること。

(九) 法令違反行為を迅速に把握し、改善指導、中止命令、原状回復命令、告発等必要な措置を的確に講ずること。

(十) 開発を理由とする公園指定の解除については、自然環境の保全の重要性にかんがみ、これを行なわないことを原則とする基本方針で臨むとともに、公園地域内における開発行為の許可にあつては、地域住民の意向が十分に尊重されるよう配慮すること。

右決議する。

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十八年六月二十九日
参議院議長 河野 謙三殿
衆議院議長 前尾繁三郎

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案

(自然公園法の一部改正)

第一条 自然公園法(昭和三十三年法律第百六十

一号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「あらかじめ、都道府県知事にその旨を、都道府県知事に対し、総理府令で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他総理府令で定める事項に、」第六号を「第七号」に改め、同項第四号中「海面」を「水面」に改め、同項第六号を「海面内においては、海中公園地区の」に改め、同号の次に次の一号を加える。

六 土地の形状を変更すること。
第二十条第五項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 第一項の届出をした者は、その届出をした日から起算して三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。

6 環境庁長官は国立公園について、都道府県知事は国立公園について、当該公園の風景の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

第四十九条中「十万円」を「二十万円」に改める。

第五十条及び第五十一条中「五万円」を「十万円」に改める。
第五十二条中「一万円」を「五万円」に改め、同条第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 第二十条第五項の規定に違反した者
(自然環境保全法の一部改正)

第二十条 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「あらかじめ、環境庁長官にその旨を、環境庁長官に対し、総理府令で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他総理府令で定める事項に改め、同条第四項中「前三項」を「第一項か

ら第三項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第一項の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。

5 環境庁長官は、当該自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

第三十条中「第二十五条第七項、第二十七条第六項又は第二十八条第一項」の下に、「したとき」とあるのは「したとき、又はしようとするとき」とを加える。

第五十六条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第二十八条第四項の規定に違反した者

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2 第一条の規定による改正前の自然公園法第二十条第一項の規定による届出を要しなかつた行為で改正後の同項の規定による届出を要することとなつたものうち、この法律の施行の際現に着手しているものについては、改正後の同法第二十条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

3 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の自然公園法第二十条第一項の規定による届出をしていない行為については、改正後の同法第二十条第五項の規定は、適用しない。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔森中守義君登壇、拍手〕

○森中守義君 ただいま議題となりました自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案は、国立公園・国立公園の普通地域、自然環境保

全地域の普通地区における自然環境の適正な保全をはかることを目的とするものでありまして、土地の形状変更に関する届け出事項を追加すること、届け出後三十日を工事着手制限期間として新たに設けることなどを内容とするものであります。

委員会におきましては、慎重に審議を重ね、七月十三日、質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって、衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、論議の重点となつた国立公園の保護管理体制の強化、開発行為の規制の強化、自然公園内の民有地の買上げの促進等の事項を内容とした附帯決議を、全会一致をもって付することとしたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第二 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律案(災害対策特別委員長提出)を議題といたします。まず、提出者の趣旨説明を求めます。災害対策特別委員長秋山長造君。

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律案
右の議案を提出する。

昭和四十八年七月十三日

提出者

災害対策特別委員長 秋山 長造
参議院議長 河野 謙三殿

七八五

昭和四十八年八月二十四日 参議院會議録第三十号 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律案

この法律施行に要する経費は、おおそ三十億円の見込みである。

〔秋山長造君登壇、拍手〕

○秋山長造君 たいま議題となりました災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

わが国は、地理的、気象的悪条件に災いされ、年々歳々おびただしい風水害等の自然災害をこうむり、多くのとうとい人命や財産が失われ、かつ、きわめて甚大な被害を受けておりますことは、いまさら申すまでもありません。特に、局地的な集中豪雨等の多発性という異常気象と相まって、山くずれ、がけくずれといった群発的な災害が急激に増加してきている傾向も見られるのであります。いわゆる一般災害の対策及び予防につきましましては、災害対策基本法をはじめ、各種の法律並びに行政運用により対策が講ぜられていくところでありまして、いわゆる個人災害に対する救済措置につきましては、昭和四十七年に市町村災害弔慰金補助制度が設けられ、市町村が自然災害によつて死亡した者の遺族に対して弔慰金を支給する場合に、その災害弔慰金の一部を国が補助するといふものであります。これはまだ十分とはいえないのであります。したがしまして、災害により死亡した者の遺族に対して、弔慰のため市町村が、市町村と都道府県と国との負担のもとに災害弔慰金を支給し、また、災害により世帯主が重傷を負い、または住居家財に相当程度の損害を受けた世帯に対して、生活の立て直しに資するため、市町村が都道府県の原資手当てを得て、災害援護資金を貸し付けることができる制度を設けようとするものであります。

以下、この法律案について、その要旨を申し上げます。まず、この法律における災害の定義であります

が、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいうこととしたしております。

次に、この法律の二本の柱の一つである災害弔慰金の支給についてであります。市町村は、政令で定める災害により死亡した住民の遺族に対し、五十万円の災害弔慰金の支給を条例によつて実施することができることとし、この市町村の災害弔慰金に要する費用につきましては、その最終負担は市町村と都道府県が四分の一ずつ、国が二分の一ということとしたしております。

もう一本の柱である災害援護資金の貸し付けにつきましては、市町村は、その区域に災害救助法が発動されるべき被害の発生している災害その他の災害により、世帯主が療養一カ月程度以上の負傷をし、あるいは住居家財に政令で定める相当程度の損害を受けた世帯のうち、その所得が政令で定める一定額未満の世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、五十万円をこえない範囲内で、政令で定める額の災害援護資金の貸し付けを条例によつて実施することができることとしたしました。

この災害援護資金の償還期間につきましては、据え置き期間を含み十年をこえない範囲内で政令で定めることとし、金利につきましては、据え置き期間中は無利子とし、据え置き期間の経過後は年利三厘としたしております。また、災害援護資金の原資につきましては、市町村に対しては、国による三分の二の無利子の資金手当てのもとに、都道府県が全額を無利子で貸し付けるものとしたしております。

最後に、この法律の施行期日は政令で定める昭和四十九年四月一日以前の日としておりますが、その政令で定める施行の日前に生じた災害から適用することができることを明らかに規定いたしました。

災害対策特別委員会におきましては、本案につきまして、桜島等の火山活動による災害及び個人

災害等の対策に関する小委員会において鋭意検討を重ねた結果、成案を得て、去る七月十三日、佐藤小委員長から報告を受けましたので、内閣の意見を聴取した上、全会一致をもって、これを委員会提出の法律案とすることに決定した次第であります。

何とぞ議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○議長(河野三三君) 本案に対し、佐藤隆君外四名から、成規の賛成者を得て、修正案が提出されております。

この際、修正案の趣旨説明を求めます。佐藤隆君。

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律案に対する修正案
右の修正案を提出する。

昭和四十八年八月二十二日

提出者

佐藤 隆

宮崎 正義

星野 力

賛成者

古賀雷四郎

伊藤 五郎

久保田康磨

寺本 広作

八木 一郎

中村 英男

松本 英一

上林繁次郎

鬼丸 勝之

柳田桃太郎

阿貝根 登

安永 英雄

渡辺 武

参議院議長 河野 謙三殿

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律案の一部を次のように修正する。
(施行期日等)

1 この法律は、政令で定める昭和四十九年四月一日以前の日から施行し、昭和四十八年七月十六日以後に生じた災害に適用する。

○佐藤隆君 たいま議題となりました災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律案に対する修正案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、修正案を簡説いたします。

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律案の一部を次のように修正する。
(施行期日等)

1 この法律は、政令で定める昭和四十九年四月一日以前の日から施行し、昭和四十八年七月十六日以後に生じた災害に適用する。

以上であります。

次に、修正の理由を申し上げます。

原案におきましては、法律の公布日以後、施行日前に生じた災害には遡及して適用することができなくなっております。しかしながら、去る七月十三日、本法案が提出されましたから、本日、本会議に上程されるまで一カ月有余を経過するに至りました。この間、台風第三号による沖縄県における災害及び集中豪雨による九州地方の災害がすでに発生し、相当の被害が生じておりますので、この際、これを救済するため、本法案を修正しようとするものであります。

以上が本修正案の内容及び提出の理由であります。何とぞ議員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。

まず、佐藤隆君外四名提出の修正案の採決をいたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、本修正案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案の採決をいたします。

修正部分を除いた原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、修正部分を除いた原案は全会一致をもって可決されました。

右の結果、本案は修正議決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第三 都市緑地保全法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長野々山二三君。

審査報告書

都市緑地保全法案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和四十八年七月十七日

建設委員長 野々山二三

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、都市計画区域内において、良好な自然的環境を有する緑地を保全するとともに、緑地の推進を図るため、緑地保全地区に関する都市計画、緑地保全地区における行為の制限、土地の買入れ、緑地協定等を定めようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行に要する経費は、昭和四十八年度一般会計予算に五千万円が計上されている。

附帯決議

政府は本法施行にあたり、自然環境の保全が急務であることにかんがみ、次の諸点について留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、緑地保全地区の土地の買入れに係る国庫補助率の大幅な引上げ及び予算枠の拡大を図るとともに、維持管理費に対する国庫補助について検討すること。

二、緑地保全地区の固定資産税の非課税及び譲渡税の特別控除額を引上げるよう検討すること。

三、都市計画法に基づく生産緑地制度の創設を図ること。

四、沖縄その他の島嶼、湖沼、海岸等の良好な自然環境が残されている地域の保全措置を積極的に行なうとともに、都市計画区域における公園、緑地等の都市施設の整備並びに道路等公共用地の緑化を強力に推進すること。

五、地方自治団体の緑化事業に対し、国は助成措置を講ずるとともに、緑地協定制の普及を図るため、苗木の交付等助成措置を検討すること。

右決議する。

都市緑地保全法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十八年六月十四日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

都市緑地保全法案

都市緑地保全法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 緑地保全地区(第三条―第十三条)

第三章 緑地協定(第十四条・第二十条)

第四章 罰則(第二十一条―第二十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、都市における緑地の保全及び緑地の推進に關し必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の形成を図り、もつて健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。

(国及び地方公共団体の任務等)

第二条 国及び地方公共団体は、都市における緑地が住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、都市における緑地の適正な保全と緑地の推進に關する措置を講じなければならない。

2 事業者は、その事業活動の実施に当たつて、都市における緑地が適正に確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために必要な措置に協力しなければならない。

3 都市の住民は、都市における緑地が適正に確保されるよう自ら努めるとともに、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために必要な措置に協力しなければならない。

第二章 緑地保全地区

(緑地保全地区に關する都市計画)

第三条 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第

五条の規定により指定された都市計画区域内において、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で、若しくは一体となつて、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となつて、良好な自然的環境を形成しているもの(以下「緑地」という。)で、次の各号の一に該当する土地の区域については、都市計画に緑地保全地区を定めることができる。

一 無秩序な市街地化の防止、公害又は災害の防止等のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの

二 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となつて、又は伝承若しくは風俗習慣と結びついて当該地域において伝統的又は文化的意義を有するもの

三 風致又は景観がすぐれており、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を確保するため必要なもの

2 首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第百一号)第三条第一項の規定による近郊緑地保全区域内及び近畿圏の保全区域の整備に關する法律(昭和四十二年法律第百三十三号)第五条第一項の規定による近郊緑地保全区域内の緑地保全地区で、それらの近郊緑地保全区域内において近郊緑地の保全のため特に必要とされるものに関する都市計画の策定に關し必要な基準は、前項の規定にかかわらず、それぞれ首都圏近郊緑地保全法第五条第一項及び近畿圏の保全区域の整備に關する法律第六條第一項に定めるところによるものとする。

(標識の設置等)

第四条 都道府県は、緑地保全地区に關する都市計画が定められたときは、その地区内に、緑地保全地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

2 緑地保全地区内の土地の所有者又は占有者

は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

4 都道府県は、第一項の規定による行為により損失を受けた者がある場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

5 前項の規定による損失の補償については、都道府県知事と損失を受けた者が協議しなければならぬ。

6 前項の規定による協議が成立しない場合においては、都道府県知事又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

(緑地保全地区における行為の制限)

第五条 緑地保全地区内においては、次に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるもので政令で定めるもの、当該緑地保全地区に関する都市計画が定められた際すでに着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措置として行なう行為については、この限りでない。

- 一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- 二 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- 三 木竹の伐採
- 四 水面の埋立て又は干拓
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で

定めるもの

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る行為が当該緑地の保全上支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

3 都道府県知事は、第一項の許可の申請があつた場合において、当該緑地の保全のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を附することができる。

4 緑地保全地区内において第一項ただし書の政令で定める行為に該当する行為で同項各号に掲げるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事にその旨を通知しなければならぬ。

5 緑地保全地区に関する都市計画が定められた際当該緑地保全地区内においてすでに第一項各号に掲げる行為に着手している者は、その都市計画が定められた日から起算して三十日以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

6 緑地保全地区内において非常災害のため必要な応急措置として第一項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

7 都道府県知事は、第四項の通知又は第五項若しくは前項の届出があつた場合において、当該緑地の保全のため必要があると認めるときは、通知又は届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

8 国の機関又は地方公共団体(港務法(昭和二十五年法律第二百十八号)に規定する港務局を含む。以下この項において同じ。)が行なう行為については、第一項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならぬ。

次に掲げる行為については、第一項から第七

項まで及び前項後段の規定は、適用しない。

一 首都圏近郊緑地保全法第四条第一項の規定による近郊緑地保全計画に基づいて行なう行為

二 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第九条第四項第一号の政令で定める行為に該当する行為

三 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

(原状回復命令等)

第六条 都道府県知事は、前条第一項の規定に違反した者又は同条第三項の規定により許可に附せられた条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定め、当該緑地の保全に対する障害を排除するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下この条において「原状回復等」という。)を命じようとするときは、あらかじめ、当該原状回復等を命ずべき者について聴聞を行なわなければならない。ただし、その者が正当な理由がなく聴聞に応じないときは、この限りでない。

3 第一項の規定により原状回復等を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行ない、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行なわせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行なうべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行なわなければならないとき

は、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行なう旨をあらかじめ公告しなければならぬ。

4 前項の規定により原状回復等を行なおうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

(損失の補償)

第七条 都道府県は、第五条第一項の許可を受けることができないため損失を受けた者がある場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。ただし、次の各号の一に該当する場合における当該許可の申請に係る行為については、この限りでない。

一 第五条第一項の許可の申請に係る行為をするに付いて、他に、行政庁の許可その他の処分を受けるべきことを定めている法律(法律に基づき命令及び条例を含むものとし、当該許可、その他の処分を受けることができないため損失を受けた者に対して、その損失を補償すべきことを定めているものを除く。)がある場合において、当該許可その他の処分の申請が却下されたとき、又は却下されるべき場合に該当するとき。

二 第五条第一項の許可の申請に係る行為が社会通念上緑地保全地区に関する都市計画が定められた趣旨に著しく反すると認められるとき。

2 第四条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

(土地の買入れ)

第八条 都道府県は、緑地保全地区内の土地で当該緑地の保全上必要があると認められるものについて、その所有者から第五条第一項の許可を受けることができないためその土地の利用に著しい支障をきたすこととなることにより当該土地を都道府県において買入れるべき旨の申出があつた場合においては、これを買入れ入るものと

する。

2 前項の規定による買入れをする場合における土地の価額は、時価によるものとする。

(買入れた土地の管理)

第九條 都道府県は、前条第一項の規定により買入れた土地については、この法律の目的に適合するように管理しなければならない。

(国の補助)

第十條 国は、第七條第一項の規定による損失の補償及び第八條第一項の規定による土地の買入れに要する費用については、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。

(報告及び立入検査等)

第十一條 都道府県知事は、緑地保全地区内の緑地の保全のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、第五條第一項の規定による許可を受けた者又はその者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 都道府県知事は、第五條第一項若しくは第三項又は第六條第一項の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員をして、緑地保全地区内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、又は第五條第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為が当該緑地の保全に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(大都市の特例)

第十二條 この章の規定により、都道府県が処理することとされている事務又は都道府県知事の

権限に属するものとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)においては、当該指定都市が処理し、又は当該指定都市の長が行なうものとする。この場合においては、この章の規定中「都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に関する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。」

(公害等調整委員会の裁定)

第十三條 第五條第一項の規定による処分不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができる。この場合においては、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

2 行政不服審査法第十八条の規定は、前項に規定する処分につき、処分庁が誤つて審査請求をすることができ旨を教示した場合に準用する。

第三章 緑化協定

(緑化協定の締結等)

第十四條 都市計画区域内における相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地(これらの土地のうち、公共施設の用に供する土地その他の政令で定める土地を除く。)の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有する者(以下「土地所有者等」と総称する。)は、市街地の良好な環境を確保するため、その全員の合意により、当該土地の区域における緑化に関する協定(以下「緑化協定」という。)を締結することができる。

2 緑化協定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 緑化協定の目的となる土地の区域(以下「緑

化協定区域」という。)

二 次に掲げる緑化に関する事項のうち必要なもの

イ 樹木等の種類

ロ 樹木等を植栽する場所

ハ かき又はさくの構造

ニ その他緑化に関する事項

三 緑化協定の有効期間

四 緑化協定に違反した場合の措置

3 第一項の規定による緑化協定は、市町村長の認可を受けなければならない。

(認可の申請に係る緑化協定の縦覧等)

第十五條 市町村長は、前条第三項の規定による緑化協定の認可の申請があつたときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該緑化協定を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該緑化協定について、市町村長に意見書を提出することができる。

(緑化協定の認可)

第十六條 市町村長は、第十四条第三項の規定による緑化協定の認可の申請が、次の各号に該当するときは、当該緑化協定を認可しなければならない。

一 申請手続が法令に違反しないこと。

二 土地の利用を不当に制限するものでないこと。

三 第十四条第二項各号に掲げる事項について建設省令で定める基準に適合するものであること。

2 市町村長は、前項の認可をしたときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該緑化協定の写しを当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、緑化協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

(緑化協定の変更)

第十七條 緑化協定区域内における土地所有者等は、緑化協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもつてその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

(緑化協定の効力)

第十八條 第十六条第二項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告のあつた緑化協定は、その公告のあつた後において当該緑化協定区域内の土地所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

(緑化協定の廃止)

第十九條 緑化協定区域内の土地所有者等は、第十四条第三項又は第十七条第一項の認可を受けた緑化協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

(緑化協定の設定の特例)

第二十條 都市計画区域内における相当規模の一団の土地(第十四条第一項の政令で定める土地を除く。)で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、市街地の良好な環境の確保のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を緑化協定区域とする緑化協定を定めることができる。

2 市町村長は、前項の規定による緑化協定の認可の申請が第十六条第一項各号に該当し、かつ、当該緑化協定が市街地の良好な環境の確保のため必要であると認める場合に限り、当該緑化協定を認可するものとする。

3 第十六条第二項の規定は、市町村長が前項の規定により認可した場合について準用する。

4 第二項の規定による認可を受けた緑化協定

昭和四十八年八月二十四日 参議院會議録第三十号 都市緑地保全法案

は、認可の日から起算して一年以内において当該緑化協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することとなつた時から、第十六条第二項の規定による認可の公告のあつた緑化協定と同一の効力を有する緑化協定となる。

第四章 罰則

第二十一条 第六条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第二十二條 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第五條第一項の規定に違反した者

二 第五條第三項の規定により許可に附せられた条件に違反した者

第二十三條 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第四條第三項の規定に違反した者

二 第十一條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十一條第二項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 (首都圏近郊緑地保全法の一部改正)
首都圏近郊緑地保全法の一部を次のように改正する。

第四條第二項第三号中「近郊緑地特別保全地区」の下に「(保全区域内の緑地保全地区で保全区域内において近郊緑地の保全のため特に必要とされるものをいう。以下同じ。)」を加える。

第五條第一項中「(以下「特別保全地区」という。))」を削り、同項第一号及び同条第二項中「特別保全地区」を「近郊緑地特別保全地区」に改める。

第七條を次のように改める。

第七條 削除

第八條第一項中「特別保全地区」を「緑地保全地区」に改める。

第九條から第十三條までを次のように改める。

第十四條第一項中「が指定され、又は特別保全地区に関する都市計画が定められた後における当該保全区域又は特別保全地区」を削り、同条第二項中「第十一條第一項」を「都市緑地保全法(昭和四十八年法律第 号)第七條第一項」に、「第十二條第一項」を「同法第八條第一項」に、「費用」を「費用のうち、近郊緑地特別保全地区に係るものに改める。

第十五條を次のように改める。

第十五條 削除

第十七條(見出しを含む)中「特別保全地区内を」近郊緑地特別保全地区内に改める。

第十八條から第二十條までを削り、第二十一條の前に見出しとして「(罰則)」を附し、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号及び第五号を削り、同条を第十八條とし、第二十二條中「前三條」を「前条」に改め、同条を第十九條とする。

(近畿圏の保全区域の整備に関する法律の一部改正)
3 近畿圏の保全区域の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

第六條第一項各号列記以外の部分中「近郊緑地特別保全地区」を「緑地保全地区」に改め、同項第二号中「近郊緑地特別保全地区」を「当該緑地保全地区」に改め、同条第二項中「近郊緑地特別保全地区」の下に「(前項の規定による緑地保全地区をいう。以下同じ。)」を加える。

全地区をいう。以下同じ。を加える。

第八條を次のように改める。

第八條 削除

第九條第一項中「近郊緑地特別保全地区」を「緑地保全地区」に改める。

第十條から第十四條までを次のように改める。

第十五條第一項中「が指定され、又は近郊緑地特別保全地区に関する都市計画が定められた後における当該近郊緑地保全区域又は近郊緑地特別保全地区」を削り、同条第二項中「第十二條第一項」を「都市緑地保全法(昭和四十八年法律第 号)第七條第一項」に、「第十三條第一項」を「同法第八條第一項」に、「費用」を「費用のうち、近郊緑地特別保全地区に係るものに改める。

第十六條を次のように改める。

第十六條 削除

第二十條から第二十二條までを削り、第二十三條の前に見出しとして「(罰則)」を附し、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号及び第五号を削り、同条を第二十條とし、第二十四條中「前三條」を「前条」に改め、同条を第二十一條とする。

(都市計画法の一部改正)
4 都市計画法の一部を次のように改正する。

第八條第一項第十一号を次のように改める。

第十一 都市緑地保全法(昭和四十八年法律第 号)第三條の規定による緑地保全地区

(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の一部改正)
5 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項第二号中リ及びヌを削り、ルをリとし、ヲをヌとし、ワをルとし、同号に次のように加える。

ヲ 都市緑地保全法(昭和四十八年法律第 号)第十三條第一項

第四十五條第一項中「首都圏近郊緑地保全法」を「都市緑地保全法」に改め、同条第六項及び第七項中「首都圏近郊緑地保全法」を「都市緑地保全法」に、「近郊緑地特別保全地区内の近郊緑地」を「緑地保全地区内の緑地」に、「第九條第三項」を「第五條第三項」に改め、同条第八項及び第九項を削る。

(首都圏近郊緑地保全法等の一部改正に伴う経過措置)
6 この法律の施行前にこの法律による改正前の首都圏近郊緑地保全法、近畿圏の保全区域の整備に関する法律又は鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(これらの法律に基づく命令を含む)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この法律又はこの法律による改正後の鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(これらの法律に基づく命令を含む)の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

7 この法律の施行の際この法律による改正前の都市計画法第八條第一項第十一号に掲げる地区に關し、決定されている都市計画又は行なわれている都市計画の決定若しくは変更の手続は、この法律による改正後の都市計画法第八條第一項第十一号に掲げる地区に關する都市計画又は都市計画の決定若しくは変更の手続とみなす。

都市計画法第八條第一項第十一号に掲げる地区に關する都市計画又は都市計画の決定若しくは変更の手続とみなす。

8 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の首都圏近郊緑地保全法又は近畿圏の保全区域の整備に関する法律に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(建設省設置法の一部改正)

9 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第六号の四中「による近郊緑地特別保全地区内」及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第百三十三号)による緑地保全地区内」に改め、同条第六号の五を次のように改める。

六の五 都市緑地保全法(昭和四十八年法律第...号)の施行に関する事務を管理すること。

(租税特別措置法の一部改正)

10 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第二項第二号中「首都圏近郊緑地保全法(昭和四十二年法律第百一十一号)第十二条第一項、近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第百三十三号)第十三条第一項」を「都市緑地保全法(昭和四十八年法律第...号)第八条第一項」に改める。

第六十五条の三第一項第二号中「首都圏近郊緑地保全法第十二条第一項、近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十三条第一項」を「都市緑地保全法第八条第一項」に改める。

〔野々山一三君登壇、拍手〕

○野々山一三君 た、だいま議題となりました都市緑地保全法案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、都市における緑地の保全と緑化の促進をはかりとするものでありまして、そのお主な内容は、次のとおりであります。

第一は、緑地保全地区に関するものであります

て、都市計画区域内において、樹林地、草地、水辺地、岩石地等で、良好な自然環境を形成している土地で、一定の要件に該当する区域を緑地保全地区として、都市計画で定めることができることにいたしております。緑地保全地区内におきましては、建築等の行為はすべて都道府県知事の許可を要することになりますが、許可が受けられなかったために生じた損失の補償や、買入れの申し出があった土地については買入れを行なうこととし、その費用については国が一部を補助することにしております。

第二は、緑化協定に関するものであります。都市計画区域内において、相当規模の一団の土地または相当の区間にわたる道路沿いの土地の所有者等は、その全員の合意により、緑化協定を締結できることとしたしております。協定には、区域、樹木等の種類、植栽の場所、有効期間等を定めることになっておりますが、協定は、市町村長の認可を受け、公告後は、その後区域内の土地所有者となった者に対してはその効力が及ぶものとしております。

なお、首都圏近郊緑地保全法及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律の一部を改正しております。

本委員会における質疑の詳細は、会議録によつて御承知願います。

質疑を終了、討論なく、採決の結果、本法案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法案に対し、緑地保全地区の土地の買入れにかかわる国庫補助率の引き上げ及び予算ワクの拡大、緑地保全地区の固定資産税の非課税及び譲渡税の特別控除額の引き上げ、都市計画法に基づく生産緑地制度の創設、自然環境の保全措置及び公園、緑地等の整備並びに公共用地の緑化の推進、地方自治団体の緑化事業及び緑化協定制の推進に対する助成を内容とする附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすること

に決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第四 中小企業団体の組織に関する法律に基づく命令の規定による緑地の登録の特例等に関する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長佐田一郎君。

審査報告書

中小企業団体の組織に関する法律に基づく命令の規定による緑地の登録の特例等に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年七月十七日

商工委員長 佐田 一郎
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、特定組織を用いて事業を行なっている織物製造業者の大部分が小規模企業者であること、組織の台数が長期的には過剰状態にあることが予測されること等にかんがみ、特定組織について登録の特例を設けるとともに、商工組合等に組織の買取り及び廃棄を行なわせることを主たる内容とするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

中小企業団体の組織に関する法律に基づく命令の規定による緑地の登録の特例等に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和四十八年七月十日
衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

中小企業団体の組織に関する法律に基づく命令の規定による緑地の登録の特例等に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、特定組織を用いて事業を行なっている織物製造業者の大部分が小規模企業者であること、組織の台数が長期的には過剰状態にあることが予測されること等にかんがみ、特定組織について中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第百八十五号。以下「団本法」という。)第五十六条又は第五十七条の規定に基づく命令の規定による登録の特例を設けるとともに、織物の買取り及び廃棄を行なわせることにより、織物製造業者の経営の安定を図り、国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定組織」とは、次の各号に掲げる規定による届出をした組織をいう。

一 綿スフ織物調整規則(昭和四十七年通商産業省令第百二十三号) 附則第七項又は第十項の規定

二 絹人絹織物生産設備調整規則(昭和四十七年通商産業省令第百二十四号) 附則第八項又は第十一項の規定

三 毛織物等調整規則(昭和四十七年通商産業

昭和四十八年八月二十四日 参議院會議録第三十号

中小企業団体の組織に関する法律に基づく命令の規定による織機の登録の特例等に関する法律案

七九二

省令第二百二十五号) 附則第八項又は第十一項の規定

四 麻織物調整規則(昭和四十七年通商産業省令第二百二十六号) 附則第八項又は第十一項の規定

五 タオル調整規則(昭和四十七年通商産業省令第二百二十七号) 附則第六項又は第十三項の規定

(特定織機の登録)

第三条 特定織機を用いて事業を行なっている織物製造業者(以下「特定織機に係る織物製造業者」という。)は、当該特定織機について、通商産業省令で定める種類及び区分ごとに、通商産業大臣の登録を受けることができる。

2 前項に規定する者の同項の登録を受けることができる特定織機の台数は、同項に規定する種類(以下単に「種類」という。)ごとに、その者の設置している特定織機の台数(おき幅が六十・五八センチメートル未満の特定織機(以下「小幅織機」という。)と小幅織機以外の特定織機とに区分してそれぞれ算定した台数。以下同じ。)の四分の三に相当する台数(台数の算定上、未満の端数が生じたときは、当該端数を一切り上げて算定した数に相当する台数)とする。

3 前項の特定織機の台数の四分の三に相当する台数を算定する場合においては、当該算定の基礎となる特定織機の台数に、当該特定織機の種類を同じくする前条各号に掲げる規定による届出の要件が備わつていない織機で、次の各号のいずれかの事由に該当していることにつき通商産業省令で定めるところにより通商産業大臣の承認を受けたもの(以下第七条第一項において「確認廃棄織機等」という。)の台数を加えるものとする。

一 通商産業省令で定める日前に、当該織機につき、通商産業省令で定める廃棄がなされたこと。

二 通商産業省令で定める日前に、当該織機につき、当該織機を設置している織物製造業者の前条各号に掲げる省令による登録織機で廃棄されたものに代えて設置され、当該省令による登録がなされたこと。

て、同条中「行政庁」とあるのは、「通商産業大臣」と読み替へるものとする。

(商工組合等の事業の特例)

第四条 商工組合又は商工組合連合会であつて通商産業省令で定めるもの(以下単に「商工組合等」という。)は、団体法第十七条又は第三十一条に規定する事業のほか、当該商工組合等の資格事業を行なう織物製造業者に係る第七条の規定による納付金の受入れ並びに当該納付金を財源として行なう織機(織機設置制限規則(昭和四十七年通商産業省令第二百二十八号)別表第一に掲げるものを除く。以下同じ)の買取り及び廃棄に関する事業を行なうことができる。

第六条 前条第一項の規定による事業計画の認可があつた場合においては、特定織機に係る織物製造業者で第三条第二項の規定により同条第一項の登録を受けることができる特定織機以外の特定織機を設置しているものは、当該特定織機のうち、当該事業計画において定められた減少させるべき織機と種類を同じくするものについて、次項の規定により、同条第一項の登録を受けることができる。

第五条 商工組合等は、前条の納付金の受入れ並びに当該納付金を財源として行なう織機の買取り及び廃棄に関する事業を行なうとするときは、通商産業省令で定めるところにより、昭和五十三年三月三十一日までの間における織機の計画的減少に関する事項を内容とする当該事業に関する計画及び資金計画を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定により登録を受けることができる特定織機の種類ごとの総台数は、同項の事業計画において定められた減少させるべき織機の種類ごとの総台数から、第三条第二項の規定により台数の算定上端数を切り上げた場合において一から当該端数を減じて得た数を合計した数に相当する台数を、控除した台数とする。

2 商工組合等は、第七条の規定により受け入れた納付金及びこれを運用した場合に生ずる利子に係る経理については、通商産業省令で定めるところにより、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

第七条 第三条第一項の登録(前条第一項の登録を含む。以下同じ)を受ける者は、その者の設置に係る特定織機の種類ごとの台数に当該特定織機と種類を同じくする確認廃棄織機等の台数を加えた台数の四分の三に相当する台数(台数の算定上〇・二五、〇・五又は〇・七五の端数が生じたときは、当該端数を含む数に相当する台数)をこえて登録を受けるときは、商工組合等が第五条第一項の規定により認可を受けた事業計画に基づいて行なう織機の買取り及び廃棄に関する事業に要する費用にあつてため、そのこえる台数に應じて〇・二五台につき五万円(小幅織機については二万五千元)の割合により算定した額の納付金を商工組合等に納付しなければならない。

3 前項の納付金の運用は、国債の保有、銀行への預金、郵便貯金その他通商産業省令で定める方法によらなければならない。

2 前項の場合において、納付金を納付する者のうち、その設置している別表の上欄に掲げる織機ごとの台数にそれぞれ同表の下欄に掲げる数値を乗じて得た台数の合計(以下この項において「換算台数」という。)が二十台に満たない者については、その者が納付する納付金の額を次の式により算定した額に軽減するものとする。この場合において、当該納付金の額に一円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

4 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第五条の規定は、第一項に規定する事業に関し、第七条の規定により納付金を納付した者について準用する。この場合において

第九条 政府は、この法律の円滑な実施を確保するため、団体法第五十六条、第五十七条及び第五十八条の規定に基づく命令について、所要の措置を講ずるものとする。

第十條 通商産業大臣は、この法律の円滑な実施を図るため特に必要があると認めるときは、通商産業省令で定めるところにより、第三条第一項の登録に関する事務を商工組合等に処理させることができる。

(手数料)

第十一條 第三条第一項の登録を受ける者は、通商産業省令で定めるところにより、その登録を行なうのに直接必要となる費用の額をこえない範囲内において通商産業省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

第十二條 通商産業省令で定めるところにより、その登録を行なうのに直接必要となる費用の額をこえない範囲内において通商産業省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(省令への委任)

第十二条 この法律に定めるもののほか、登録の手続、登録台帳その他第三条第一項の登録に関し必要な事項については、通商産業省令で定める。

(秘密の保持義務)

第十三条 第十条の規定により登録の事務を処理する商工組合等の役員若しくは職員であつてその事務に従事するもの又はこれらの職にあつた者は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(役員の解任)

第十四条 通商産業大臣は、第十条の規定により登録の事務を処理する商工組合等の役員であつてその事務に従事するものがその職務を不当に処理し、又は役員たるに適しない非行をしたと認めるときは、これを解任することができる。

(罰則)

第十五条 第十三条の規定に違反して、その職務上知ることのできた秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

附則

施行期日
この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

(この法律の失効)

2 この法律は、昭和五十三年六月三十日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

(納付金に残余を生じた場合の処理)

3 商工組合等は、商工組合等が第七条の規定により受け入れた納付金について、商工組合等が第五条第一項の規定により認可を受けた事業計画に基づいて行なつた機械の買取り及び廃棄に關する事業に要する費用にあて、なお残余を生じたときは、通商産業大臣の認可を受けて、これを当該商工組合等の行なう事業に必要な費用

にあて、又は織物製造業の構造改善に資する事業のために寄附するものとする。

4 通商産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、繊維工業審議会の意見をきかなければならない。

別表

一	おさ幅が百十四・三センチメートル未満の織機(第三号ロに掲げる織機を除く。)	一
二	おさ幅が百十四・三センチメートル以上百九十・五センチメートル未満の織機	二
三	イ おさ幅が百九十・五センチメートル以上の織機 ロ おさ幅が百十四・三センチメートル未満の織機であつて第二号に掲げる省令による登録がなされ、又は同省令附則第八項若しくは第十一項の規定による届出をしたもののうち、絹織物の製造の用に供している織機	四

〔佐田一郎君登壇、拍手〕

○佐田一郎君 たいだいま議題となりました法律案について、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案の主たる内容は、登録をしないで稼働しているいわゆる無籍織機が多数存在し、その保有者の大部分が零細企業者であること、また、長期的には機械の台数が過剰状態になることが予測されますので、通産大臣に届け出をした無籍織機について登録の特例を設けるとともに、商工組合等に機械の買い取り及び廃棄を行なわせようとするものであります。

委員会におきましては、今後の無登録織機の防止対策を中心に質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、別に討論なく、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第五 公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長久次米健太郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十八年七月三日
衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律案
公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律案
改正する法律案
公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「市街化区域の」を「都市の健全な発展と秩序ある」に、「行なうこと」を「行なうこと等」に改める。
第二条第三号を次のように改める。
三 都市計画区域 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第二項に規定する都市計画区域をいう。

第二章 市街化区域内の土地の先買いを「第二章 都市計画区域内の土地の先買いに改める。

第四条第一項及び第五条第一項中「市街化区域内」を「都市計画区域内」に改める。
第六条第二項中「二週間以内」を「三週間以内」に改める。

第七条を次のように改める。
(土地の買取価格)
第七条 地方公共団体等は、届出等に係る土地を買い取る場合には、地価公示法(昭和四十四年法律第四十九号)第六条の規定による公示価格を標準として算定した価格(当該土地が同法第二条第一項の都市計画区域以外の区域内に所在するときは、近傍類似地の取引価格等を考慮して算定した当該土地の相当な価格)をもつてその価格としなければならない。

第八条第一号及び第三号中「二週間」を「三週間」に改める。

第九条第一項中「第四条第一項の届出に係るものにあつては次に掲げる事業の用に、第五条第一項の届出に係るものにあつては」を削る。

第十条第一項を次のように改める。
地方公共団体は、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地の取得及び造成その他の管理等を行なわせるため、単独で、又は他の地方公共団体と共同して、土地開発公社を設立することができる。

第十七条を次のように改める。
(業務の範囲)
第十七条 土地開発公社は、第十条第一項の目的を達成するため、次に掲げる業務の全部又は一部を行なうものとする。

一 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行なうこと。
イ 第四条第一項又は第五条第一項に規定する土地
ロ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地

公有地の拡大の推進
七九三

昭和四十八年八月二十四日 参議院會議録第三十号 公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律案

ハ 公営企業の用に供する土地
ニ イからハまでに掲げるもののほか、地域
の秩序ある整備を図るために必要な土地と
して政令で定める土地

二 住宅用地の造成事業その他土地の造成に係
る公営企業に相当する事業で政令で定めるも
のを行なうこと。

三 前二号の業務に附帯する業務を行なうこ
と。

2 土地開発公社は、前項の業務のほか、当該業
務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲
げる業務を行なうことができる。

一 前項第一号の土地の造成(一団の土地に係
るものに限り、又は同項第二号の事業の実施
とあわせて整備されるべき公共施設又は公用
施設の整備で地方公共団体の委託に基づくも
の及び当該業務に附帯する業務を行なうこ
と。

二 国、地方公共団体その他公共団体の委託
に基づき、土地の取得のあつせん、調査、測
量その他これらに類する業務を行なうこと。

附則第二項第一項中「第十条第一項に規定する
地方公共団体の事務」を「第十七条に規定する業
務」に改め、同条第六項中「第十条第一項に規定
する地方公共団体の事務」を「第十七条に規定す
る業務」に、「同条第一項に規定する地方公共団
体の事務」を「同条に規定する業務」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十八年九月一日から
施行する。ただし、第二条の改正規定、第二章
の章名の改正規定、第四条から第九条までの改
正規定並びに次条、附則第四条、附則第六条及
び附則第七条の規定は、公布の日から起算して
六月を超えない範囲内において政令で定める日
から施行する。

(土地の買取りの協議等に関する経過措置)

第二条 改正後の公有地の拡大の推進に関する法

律第六條、第八條及び第九條の規定は、前条た
だし書の政令で定める日以後に同法第四條第一
項の届出又は同法第五條第一項の届出があつた
場合について適用し、同日前に改正前の公有地
の拡大の推進に関する法律第四條第一項の届出
又は同法第五條第一項の届出があつた場合につ
いては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。

(地方財政法の一部改正)
第四条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)
の一部を次のように改正する。

第五條第一項第五号中「建設事業費」の下に
「並びに公共用若しくは公用に供する土地又は
その代替地としてあらかじめ取得する土地の購
入費(当該土地に関する所有権以外の権利を取
得するために要する経費を含む。)」を加え、同
条第二項中「事業費」の下に「及び購入費」を
加える。

第五條の二中「起す地方債」を「起す同号
の建設事業費に係る地方債」に改める。
(地方税法の一部改正)

第五條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十
六号)の一部を次のように改正する。
第七十三條の五第四項中「第十条第一項に規
定する地方公共団体の事務に相当する業務とし
て土地を取得する場合における当該土地を」第
十七條第一項第一号若しくは第二号又は第二項
第一号に規定する業務の用に供する不動産で政
令で定めるものを取得する場合における当該不
動産」に改める。

(建設省設置法の一部改正)
第六條 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十
三号)の一部を次のように改正する。

第三條第六號の六中「市街化区域内」を「都
市計画区域内」に改める。
(自治省設置法の一部改正)

第七條 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百
六十一号)の一部を次のように改正する。
第四條第一項第十一号の二及び第九條第十七
号中「市街化区域内」を「都市計画区域内」に
改める。

○久次米健太郎君登壇、拍手
「久次米健太郎君 ただいま議題となりました公
有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する
法律案について、地方行政委員会における審査の
経過及び結果を御報告いたします。
本案は、最近における地方公共団体等の土地需
要の動向に即応し、地域の秩序ある整備を推進す
るため、地方公共団体等の土地の先買いの対象区
域を都市計画区域の全域に拡大し、届け出により
先買した土地は公共用地等の代替地に充てるこ
とができることとする等、土地の先買制度を整
備するとともに、土地開発公社が、地方公共団体
の委託により、土地の造成と合わせて公共施設の
整備等の業務を行なうことができるようその業務
を拡大する等の措置を講じようとするものであり
ます。

委員会における質疑の詳細は、会議録によつて
御承知願います。
質疑を終わり、討論に入りましたが、別に発言
もなく、採決の結果、本案は全会一致をもって原
案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、本案に対しましては、公有地の先行取得
のための資金確保、地方公共団体等に土地を譲渡
した者にかかる譲渡所得税の軽減措置について、
政府の善処を求めた附帯決議を付しております。
以上御報告いたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたしま
す。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつ
て、本案は全会一致をもって可決されました。
本日はこれにて散会いたします。

午前十時二十九分散会

出席者は左のとおり。

議長 河野 謙三君

副議長 森 八三一君

議員
塩出 啓典君
野末 和彦君
青島 幸男君
高田 浩運君
三木 忠雄君
今 春徳君
柏原 ヤス君
中沢伊登子君
宮崎 正義君
高山 恒雄君
濱田 幸雄君
白木義一郎君
向井 長年君
小山邦太郎君
松岡 克由君
君 健男君
原 文兵衛君
中村 慎二君
竹内 藤男君
若林 正武君
小林 国司君
亀井 善彰君
石本 茂君
林田悠紀夫君
源田 実君
丸茂 重貞君
宮崎 正雄君
小笠 公昭君
大森 久司君
植木 光教君

喜屋武眞榮君
藤井 恒男君
中村 利次君
矢追 秀彦君
阿部 憲一君
峯山 昭範君
黒柳 明君
中尾 辰義君
田淵 哲也君
温水 三郎君
二宮 文造君
小平 芳平君
村尾 重雄君
中村 登美君
中西 一郎君
細川 護熙君
橋本 繁蔵君
棚田 四郎君
長屋 茂君
松垣徳太郎君
久次米健太郎君
長田 裕二君
佐藤 隆君
安田 隆明君
二木 謙吾君
山内 一郎君
木島 義夫君
堀本 宜実君
白井 勇君
植竹 春彦君

昭和四十八年八月二十四日 参議院会議録第三十号 議長の報告事項

木内 四郎君	杉原 荒太君
松平 勇雄君	銅木 亨弘君
鬼丸 勝之君	矢野 登君
志村 愛子君	高橋 邦雄君
柴立 芳文君	古賀雷四郎君
黒住 忠行君	河本嘉久蔵君
初村瀧一郎君	渡辺一太郎君
山崎 竜男君	世耕 政隆君
星野 重次君	上田 稔君
高橋雄之助君	佐田 一郎君
佐藤 一郎君	寺本 広作君
久保田藤麿君	木村 睦男君
柳田桃太郎君	船田 譲君
町村 金五君	橋 直治君
高橋文五郎君	岡本 悟君
徳永 正利君	鹿島 俊雄君
米田 正文君	柴田 栄君
大竹平八郎君	江藤 智君
伊藤 五郎君	平井 太郎君
安井 謙君	西田 信一君
後藤 義隆君	郡 祐一君
吉武 恵市君	塩見 俊二君
鍋島 直紹君	山本敬三郎君
稲嶺 一郎君	寺下 岩蔵君
田 英夫君	川野辺 静君
金井 元彦君	片山 正英君
梶木 又三君	嶋崎 均君
今泉 正二君	前川 旦君
杉原 一雄君	國田 清充君
山本茂一郎君	平泉 渉君
沢田 政治君	野々山一三君
大橋 和孝君	楠 正俊君
土屋 義彦君	内藤三郎君
西村 尚治君	森中 守義君
林 虎雄君	阿具根 登君
山崎 昇君	八木 一郎君
羽生 三七君	加藤シヅエ君
鈴木 強君	片岡 勝治君

佐々木静子君	須原 昭二君
香脱タケ子君	小谷 守君
神沢 浄君	宮之原貞光君
加藤 進君	小笠原貞子君
田中寿美子君	川村 清一君
中村 波男君	鈴木 力君
森 勝治君	村田 秀三君
塚田 大願君	星野 力君
松本 賢一君	小林 武君
瀬谷 英行君	西ヶ久保重光君
渡辺 武君	須藤 五郎君
竹田 現照君	横川 正市君
戸叶 武君	岩間 正男君
加瀬 完君	小野 明君
足鹿 覺君	秋山 長造君
野坂 参三君	
國務大臣	
國務大臣 (環境庁長官)	三木 武夫君
厚生 大臣	齋藤 邦吉君
通商産業大臣	中曾根康弘君
建設 大臣	金丸 信君
自治 大臣	江崎 真澄君

議長の報告事項

去る七月十三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

外務委員

大蔵委員

文教委員

社会労働委員

農林水産委員

同

運輸委員

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員	鈴木 一弘君
外務委員	小谷 守君
大蔵委員	藤原 房雄君
文教委員	鹿島 俊雄君
社会労働委員	菅野 儀作君
農林水産委員	高橋雄之助君
同	辻 一彦君
運輸委員	君 健男君
同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。	
科学技術振興対策特別委員	矢追 秀彦君
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	
科学技術振興対策特別委員	黒柳 明君
同日科学技術振興対策特別委員会において当選した理事は左の通りである。	
理事 辻 一彦君 (辻一彦君の補欠)	
同日委員長から左の議案が提出された。	
災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に關する法律案(災害対策特別委員長提出)	
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	
特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法案	
地方行政委員会に付託	
通行税法の一部を改正する法律案	
大蔵委員会に付託	
同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	
農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案	
農林水産委員会に付託	
大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に關する法律案	
商工委員会に付託	
航空事故調査委員会設置法案	
運輸委員会に付託	
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを建設委員会に付託した。	

した。

土地対策緊急措置法案(井上善方君外六名提出)

同日委員長から左の報告書が提出された。

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案可決報告書

同日議長は、左の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第一七号)の審査に資する。

一、派遣委員

第一班 長田 裕二 江藤 智

第二班 小柳 勇 阿部 憲一

第三班 山崎 竜男 杉山善太郎

第四班 三木 忠雄 山田 勇

一、派遣地

第一班 埼玉県

第二班 大阪府

一、期間

第一班 七月十八日一日間

第二班 七月十七日及び十八日の二日間

一、費用 概算二五、一〇〇円

右の通り議決した。よつて参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

昭和四十八年七月十二日

運輸委員長 長田 裕二

参議院議長 河野 謙三殿

同日議長は、左の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

昭和四十八年七月六日提出し、七月十一日議長

の承認を得た有明・八代海における水銀等による環境汚染の実情調査のための委員派遣承認要求書中、派遣委員「森中守義、杉原一雄、内田善利、君健男、原文兵衛、高山恒雄、香脱タケ子」とあるのを「森中守義、杉原一雄、原文兵衛、小平芳平、高山恒雄、香脱タケ子」に、費用概算「三七四、六四〇円」とあるのを「三

昭和四十八年八月二十四日 参議院會議録第三十号 議長の報告事項

二一、一二〇円」に変更いたしたい。
右の通り承認を求めます。

昭和四十八年七月十二日

公害対策及び環境
保全特別委員長 森中 守義

参議院議長 河野 謙三殿

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議
院に通知した。

活動火山周辺地域における避難施設等の整備等
に関する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

自動車事故対策センター法案
国有財産法及び国有財産特別措置法の一部を改
正する法律案

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関
条約(A.T.A条約)の実施に伴う関税法等の特例
に関する法律案

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案
教育職員免許法等の一部を改正する法律案

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通
知した。

活動火山周辺地域における避難施設等の整備等
に関する法律

自動車事故対策センター法案
国有財産法及び国有財産特別措置法の一部を改
正する法律

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関
条約(A.T.A条約)の実施に伴う関税法等の特例
に関する法律

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律
教育職員免許法等の一部を改正する法律

去る七月十四日議長において、左の常任委員の辞
任を許可した。

内閣委員
同

大蔵委員
文教委員

柳田桃太郎君
世耕 政隆君
中西 一郎君
大松 博文君

同
社会労働委員
農林水産委員

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

鹿島 俊雄君
菅野 儀作君
佐藤 隆君
高橋雄之助君
小林 国司君
稲嶺 一郎君
君 健男君
上田 稔君

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

外務委員
同
大蔵委員
文教委員
農林水産委員

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

岩動 道行君
加藤シヅエ君
藤原 房雄君
二木 謙吾君
上田 稔君
稲嶺 一郎君
柳田桃太郎君
小林 国司君
松本 英一君

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

法務委員
外務委員
同
大蔵委員
文教委員
農林水産委員

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

野坂 参三君
長谷川 仁君
松本 英一君
山崎 五郎君
宮崎 正雄君
堀木 又三君
棚田 四郎君
堀田 啓典君
堀田 大願君
橋 直治君
山田 徹一君
加藤シヅエ君

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

同
同

七九六

の規定による機械の登録の特例等に関する法律案可決報告書

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案可決報告書

国立学校設置法等の一部を改正する法律案可決報告書

国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案可決報告書
原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件議決報告書

同日議長は、左の委員派遣承認要求を承認した。
委員派遣承認要求書

一、目的 国立学校設置法等の一部を改正する法律案(閣法第五〇号)及び国立学校設置法の一部を改正する法律案(参第一九号)の審査に資するため

一、派遣委員

水野 鎮雄 宮之原貞光
安永 英雄 岩動 道行
中村 登美 濱田 幸雄
小林 武 鈴木美枝子
松永 忠二 矢追 秀彦
萩原幽香子 加藤 進

一、派遣地 茨城県

一、期間 七月十八日一日間

一、費用 概算一〇三、二〇〇円

右の通り議決した。よつて参議院規則第八十条の二により承認を求めます。

昭和四十八年七月十七日

文教委員長 水野 鎮雄

参議院議長 河野 謙三殿

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員鈴木雄君提出不動産登記法第五十五条についての法務省民事局長通達に関する質問に対する答弁書

同日内閣総理大臣から議長宛、去る七月九日付を

昭和四十八年八月二十四日 参議院会議録第三十号 議長報告事項

もつて北海道開発庁予算課長首藤泰雄君は近畿財務局理財部長に、去る七月十日付をもつて北海道開発庁総務監理官山田嘉治君は農林大臣官房審議官に、去る七月十三日付をもつて郵政大臣官房長廣瀬弘君は郵政省経理局長に、郵政省郵務局長溝呂木繁君は郵政事務次官に、郵政省貯金局長石井多加三君は同省郵務局長に、郵政省経理局長浅見喜作君は郵政大臣官房電気通信監理官にそれぞれ任命され、また同日付をもつて郵政大臣官房電気通信監理官野野繁君は退職したので政府委員はいずれも自然消滅となった旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第七十一回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

人事院事務総局管理局局長 茨木 広君

人事院事務総局任用局長 秋吉 良雄君

北海道開発庁総務監理官 神山 文男君

郵政大臣官房長 浅見 喜作君

郵政大臣官房電気通信監理官 石井多加三君

郵政省郵務局長 船津 茂君

郵政省貯金局長 廣瀬 弘君

郵政省経理局長 廣瀬 弘君

去る七月十八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 塚田 大願君

農林水産委員 野坂 参三君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 野坂 参三君

農林水産委員 塚田 大願君

同日議長から左の懲罰動議が提出された。

議員黒柳明君を懲罰に付するの動議(内藤三郎君外一名提出)

同日左の質問主意書を内閣に転送した。

工場排水の規制に関する質問主意書(峯山昭範君提出)

PCB・水銀汚染等に関する質問主意書(峯山

昭範君提出)
同日内閣から、国際連合教育科学文化機関憲章第四十四条の規定による千九百七十二年の国際連合教育科学文化機関第十七回総会において採択された条約及び勧告に関する報告書を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、人事院事務総局管理局局長茨木広君の第七十一回国会政府委員を免した旨の通知書を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、人事院事務総局管理局局長人事院事務総局任用局長茨木広君外六名(去る七月十七日議長承認)を第七十一回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る七月十九日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを商工委員会に付託した。

ゴルフ場事業の規制に関する法律案(堀崎潤君外五名提出)

同日議長から左の質問主意書が提出された。

農業及び肥料中における重金属等有害物質の含有状況ならびに使用実績等に関する質問主意書(峯山昭範君提出)

さとうきび生産者価格等及びハンセン氏病対策に関する質問主意書(喜屋武眞榮君提出)

去る七月二十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 伊部 真君

運輸委員 杉山善太郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 伊部 真君

運輸委員 杉山善太郎君

同日議長から予備審査のため左の議案が送付された。

動物の保護及び管理に関する法律案(内閣委員長提出)

去る七月二十一日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。

学校教育法等の一部を改正する法律案(西岡武夫君外五名提出)
同日左の質問主意書を内閣に転送した。

農業及び肥料中における重金属等有害物質の含有状況ならびに使用実績等に関する質問主意書(峯山昭範君提出)

さとうきび生産者価格等及びハンセン氏病対策に関する質問主意書(喜屋武眞榮君提出)

去る七月二十三日議員から左の質問主意書が提出された。

沖縄県石垣市における電話、空港、港湾各整備事業に関する質問主意書(喜屋武眞榮君提出)

合成洗剤による健康被害及び環境汚染等に関する質問主意書(峯山昭範君提出)

去る七月二十四日衆議院から、同院は国会の会期を六十五日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員峯山昭範君提出工場排水の規制に関する質問に対する答弁書

参議院議員峯山昭範君提出PCB・水銀汚染等に関する質問に対する答弁書

去る七月二十五日左の質問主意書を内閣に転送した。

沖縄県石垣市における電話、空港、港湾各整備事業に関する質問主意書(喜屋武眞榮君提出)

合成洗剤による健康被害及び環境汚染等に関する質問主意書(峯山昭範君提出)

去る七月二十六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 西村 尚治君

同 佐藤 隆君

同 中西 一郎君

同 岩本 政一君

同 二木 謙吾君

同 大蔵 博文君

同 岩動 道行君

同 棚田 四郎君

昭和四十八年八月二十四日 参議院會議録第三十号 議長の報告事項

同 世耕 政隆君
同 高橋雄之助君
農林水産委員 宮崎 正雄君
同 鹿島 俊雄君
同 柳田桃太郎君
同 橋 直治君
運輸委員 高橋 邦雄君
同 堀木 又三君
同 田中 茂雄君
通信委員 田中 茂雄君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 田中 茂雄君
同 柳田桃太郎君
同 世耕 政隆君
同 高橋 邦雄君
同 堀木 又三君
同 田中 茂雄君
同 田中 茂雄君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

異動前の官職名 氏 名
内閣参事官兼内閣総 國家 武平君
理大臣官房会計課長
内閣審議官 藤井 直樹君

ける重金屬等有害物質の含有状況ならびに使用実績等に関する質問に対する答弁書
参議院議員喜屋武眞榮君提出さとうきび生産者価格等及びハンセン氏病対策に関する質問に対する答弁書
同日内閣総理大臣から議長宛、労働事務次官兼労働省労政局長石黒拓爾君の第七十一回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。
去る七月三十一日内閣から左の答弁書を受領した。
参議院議員喜屋武眞榮君提出沖縄県石垣市における電話、空港、港湾各整備事業に関する質問に対する答弁書
参議院議員山田昭範君提出合成洗剤による健康被害及び環境汚染等に関する質問に対する答弁書
同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による昭和四十七年度第四・四半期(出納整理期間を含みます。)における予算使用の状況の報告を受領した。
去る二日議長は、ドイツ民主共和国ワルター・ウルブリヒト国家評議会議長の逝去に対して弔意を表するため、同国人民議会議長宛、左の弔電を送した。
ワルター・ウルブリヒト国家評議会議長の訃報に接し、まことに哀惜の念にたえません。
ここにつつしんで哀悼の意を表します。
去る七日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたので、政府委員はいずれも自然消滅となつた旨の通知書を受領した。

異動後の官職名 異動年月日
建設省都市局参事官 昭四八・八・一
経済企画庁長官官房 同
参事官

行政管理庁長官官房 会計課長	鶴田 輝明君	四国管区行政監察局 長	同
科学技術庁長官官房 長	進 淳君	退職	昭四八・七・二五
科学技術庁振興局長	田宮 茂文君	科学技術庁原子力局 長	同
科学技術庁原子力局 長	成田 壽治君	退職	昭四八・七・二七
環境庁長官官房長	城戸 謙次君	環境庁企画調整局長	昭四八・七・二五
環境庁長官官房審議 官	鷲巢 英策君	退職	昭四八・七・二五
環境庁長官官房会計 課長	稲本 年君	建設大臣官房付	昭四八・七・一六
環境庁企画調整局長	船後 正道君	環境事務次官	昭四八・七・二七
環境庁自然保護局長	首尾木 一君	退職	同
大蔵省理財局次長	小幡 琢也君	内閣審議官	昭四八・八・一
厚生大臣官房審議官	柳瀬 孝吉君	社会保険庁医療保険 部長	昭四八・七・二七
同	出原 孝夫君	社会保険庁年金保険 部長	同
厚生省環境衛生局長	浦田 純一君	退職	同
厚生省医務局長	信澤 清君	環境庁長官官房長	同
厚生省社会局長	加藤 威二君	社会保険庁長官	同
厚生省児童家庭局長	穴山 徳夫君	退職	同
厚生省援護局長	高木 玄君	厚生省社会局長	同
社会保険庁医療保険 部長	江間 時彦君	環境庁自然保護局長	昭四八・七・二七
社会保険庁年金保険 部長	八木 哲夫君	厚生省援護局長	同
通商産業大臣官房長	和田 敏信君	通商産業省通商政策 局長	昭四八・七・二五
通商産業大臣官房参 事官	濃野 滋君	通商産業省貿易局長	同
通商産業大臣官房会 計課長	岸田 文武君	資源エネルギー庁公 益事業部長	同
通商産業省通商局長	小松 勇五郎君	通商産業省産業政策 局長	同
通商産業省貿易振興 局長	増田 実君	通商産業大臣官房長	同
通商産業省企業局長	山下 英明君	通商産業事務次官	同
通商産業省企業局次 長	橋本 利一君	通商産業省生活産業 局長	同
通商産業省企業局参 事官	三枝 英夫君	特許庁総務部長	同

通商産業省公保安局長	林 信太郎君	通商産業省立地公書局長	同
通商産業省公保安局参事官	田中 芳秋君	東京通商産業局長	同
通商産業省重工業局長	山形 榮治君	資源エネルギー庁長官	同
通商産業省化学工業局長	齋藤 太一君	通商産業省機械情報産業局長	同
通商産業省繊維雑貨局長	齋藤 英雄君	特許庁長官	同
通商産業省鉱山石炭局長	外山 弘君	中小企業庁長官	同
通商産業省鉱山石炭局石炭部長	佐伯 博藏君	資源エネルギー庁石炭部長	同
通商産業省公益事業局長	井上 保君	退職	同
工業技術院長	太田 暢人君	同	同
特許庁長官	三宅 幸夫君	同	同
中小企業庁長官	莊 清君	同	同
中小企業庁次長	森口 八郎君	通商産業審議官	同
中小企業庁計画部長	原山 義史君	中小企業庁次長	同
中小企業庁指導部長	生田 豊朗君	科学技術庁原子力局長	同
労働大臣官房長	藤瀬 正勝君	公共企業体等労働委員会事務局長	昭四八・七・二七
労働大臣官房会計課長	大坪 健一郎君	労働省労働基準局賃金福祉部長	同
労働省労働基準局安全衛生部長	北川 俊夫君	労働大臣官房長	同
労働省職業安定局長	道正 邦彦君	労働省労働局長	同
労働省職業安定局審議官	中原 晃君	労働大臣官房審議官	同
労働省職業安定局失業対策部長	桑原 敬一君	労働大臣官房付	同
労働省職業訓練局長	遠藤 政夫君	労働省職業安定局長	同
建設大臣官房長	大津留 温君	建設事務次官	昭四八・八・一
建設省計画局長	高橋 弘篤君	建設大臣官房長	同
建設省都市局参事官	大塩 洋一郎君	建設省計画局長	同
自治大臣官房長	松浦 功君	自治省財政局長	同
自治省行政局選挙部長	山本 悟君	自治大臣官房長	同
自治省財政局長	鎌田 要人君	自治事務次官	同
消防庁長官	宮澤 弘君	消防庁長官	同

去る九日議員から左の質問主意書が提出された。
小規模企業に関する質問主意書（峯山昭範君提出）
同日衆議院から、左の件は憲法第六十一条の規定により衆議院の議決が国会の議決となつた旨の通知書を受領した。
原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
同日左の件を衆議院に返付した。
原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
同日衆議院議長から、左の件は憲法第六十一条の規定により衆議院の議決が国会の議決となつたから内閣に送付した旨の通知書を受領した。
原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
同日人事院総裁から、国家公務員法第二十八条及び一般職の職員の給与に関する法律第二条の規定に基づく一般職の職員の給与についての報告並びにその改正についての勧告を受領した。
去る十日議員から左の質問主意書が提出された。
中小企業の事業転換に関する質問主意書（峯山昭範君提出）
去る十一日議員から左の質問主意書が提出された。
中小企業の海外投資に関する質問主意書（峯山昭範君提出）
同日左の質問主意書を内閣に転送した。
小規模企業に関する質問主意書（峯山昭範君提出）
中小企業の事業転換に関する質問主意書（峯山昭範君提出）

去る十五日左の質問主意書を内閣に転送した。
中小企業の海外投資に関する質問主意書（峯山昭範君提出）
同日内閣総理大臣から議長宛、去る七日付をもつて外務省アジア局長吉田健三君は特命全權大使に、外務省条約局長高島益郎君は同省アジア局長に、外務省国際連合局長影井梅夫君は外務大臣官房審議官に、外務省情報文化局長和田力君は特命全權大使にそれぞれ任命され、同日付をもつて運輸省港湾局長岡部保君は退職し、また去る十四日付をもつて環境庁大気保全局長山形操六君は退職したので政府委員はいずれも自然消滅となつた旨の通知書を受領した。
去る十六日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第七十一回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。
内閣審議官 小幡 琢也君
科学技術庁長官官房長 牟田口道夫君
科学技術庁振興局長 大坂 保男君
科学技術庁原子力局長 田宮 茂文君
環境庁長官官房長 信澤 清君
環境庁長官官房審議官 橋本 道夫君
環境庁企画調整局長 城戸 謙次君
環境庁自然保護局長 江間 時彦君
環境庁大気保全局長 春日 齊君
外務省アジア局長 高島 益郎君
外務省条約局長 松永 信雄君
外務省国際連合局長 鈴木 文彦君
外務省情報文化局長 黒田 瑞夫君
大蔵省理財局長 井上 幸夫君
厚生大臣官房審議官 三浦 英夫君
同 石野 清治君
厚生省環境衛生局長 石丸 隆治君
厚生省医務局長 宮嶋 剛君
厚生省社会局長 高木 玄君
厚生省児童家庭局長 翁 久次郎君
厚生省看護局長 八木 哲夫君
社会保険庁医療保険部長 柳瀬 孝吉君

昭和四十八年八月二十四日 参議院會議録第三十号 議長の報告事項

社会保険庁年金保険部長 出原 孝夫君

通商産業大臣官房長 増田 実君

工業技術院長 松本 敬信君

特許庁長官 齋藤 英雄君

中小企業庁長官 外山 弘君

中小企業庁次長 原山 義史君

中小企業庁計画部長 小山 実君

中小企業庁指導部長 栗林 隆一君

運輸省港湾局長 竹内 良夫君

労働大臣官房長 北川 俊夫君

労働省労働局長 道正 邦彦君

労働省労働基準局長 中西 正雄君

労働省労働安全衛生部長 遠藤 政夫君

労働省職業安定局長 岩崎 隆造君

労働省職業安定局審議官 佐藤 嘉一君

労働省職業訓練局長 久野木行美君

建設大臣官房長 高橋 弘篤君

建設省計画局長 大塩洋一郎君

建設省都市局参事官 國塚 武平君

自治大臣官房長 山本 悟君

自治省行政局選挙部長 土屋 佳照君

自治省財政局長 松浦 功君

消防庁長官 鎌田 要人君

通商産業審議官 森口 八郎君

通商産業省通商政策局長 和田 敏信君

通商産業省貿易局長 濃野 滋君

通商産業省産業政策局長 小松勇五郎君

通商産業省立地公署局長 林 信太郎君

通商産業省基礎産業局長 飯塚 史郎君

通商産業省機械情報産業局長 斎藤 太一君

通商産業省生活産業局長 橋本 利一君

資源エネルギー庁長官 山形 栄治君

資源エネルギー庁次長 北村 昌敏君

資源エネルギー庁石油部長 熊谷 善二君

資源エネルギー庁石炭部長 佐伯 博蔵君

資源エネルギー庁公益事業部長 岸田 文武君

去る十七日議員から左の質問主意書が提出された。

灯油の値上げ及び売惜しみの防止対策に関する質問主意書(竹田現照君提出)

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員山田昭範君提出小規模企業に関する質問に対する答弁書

参議院議員山田昭範君提出中小企業の事業転換に関する質問に対する答弁書

去る十八日左の質問主意書を内閣に転送した。

灯油の値上げ及び売惜しみの防止対策に関する質問主意書(竹田現照君提出)

同日内閣から、左記の者の検査官資格審査会委員及び同予備委員としての任期は、七月二十三日満了となつたので後任者の選出を願う旨の要求書を受領した。

記

(委員) 参議院議員 藤田 進

(予備委員) 同 向井 長年

同日内閣から、左記の者の鉄道建設審議会委員としての任期は、七月二十六日満了となつたので後任者の指名を願う旨の要求書を受領した。

記

参議院議員 田代富士男

同日内閣総理大臣から議長宛、去る十六日議長承認のうちに左記の者を第七十一回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

記

内閣審議官 小幡 琢也君

科学技術庁長官官房長 牟田口道夫君

科学技術庁振興局長 大坂 保男君

科学技術庁原子力局長 田宮 茂文君

環境庁長官官房長 信澤 清君

環境庁長官官房審議官 橋本 道夫君

環境庁企画調整局長 城戸 謙次君

環境庁自然保護局長 江間 時彦君

環境庁大気保全局長 春日 育君

外務省アジア局長 高島 益郎君

外務省条約局長 松永 信雄君

外務省国際連合局長 鈴木 文彦君

外務省情報文化局長 黒田 瑞夫君

大蔵省理財局長 井上 幸夫君

厚生大臣官房審議官 三浦 英夫君

同 石野 清治君

厚生省環境衛生局長 石丸 隆治君

厚生省医務局長 宮嶋 剛君

厚生省社会局長 高木 玄君

厚生省児童家庭局長 翁 久次郎君

厚生省援護局長 八木 哲夫君

社会保険庁医療保険部長 柳瀬 孝吉君

社会保険庁年金保険部長 出原 孝夫君

通商産業大臣官房長 増田 実君

工業技術院長 松本 敬信君

特許庁長官 齋藤 英雄君

中小企業庁長官 外山 弘君

中小企業庁次長 原山 義史君

中小企業庁計画部長 小山 実君

中小企業庁指導部長 栗林 隆一君

運輸省港湾局長 竹内 良夫君

労働大臣官房長 北川 俊夫君

労働省労働局長 道正 邦彦君

労働省労働基準局長 中西 正雄君

労働省労働安全衛生部長 遠藤 政夫君

労働省職業安定局長 岩崎 隆造君

労働省職業安定局審議官 佐藤 嘉一君

労働省職業訓練局長 久野木行美君

建設大臣官房長 高橋 弘篤君

建設省計画局長 大塩洋一郎君

建設省都市局参事官 國塚 武平君

自治大臣官房長 山本 悟君

自治省行政局選挙部長 土屋 佳照君

自治省財政局長 松浦 功君

消防庁長官 鎌田 要人君

去る二十一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

社会労働委員 小笠原貞子君

通信委員 香取タケ子君

予算委員 矢追 秀彦君

議院運営委員 内田 善利君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

社会労働委員 香取タケ子君

通信委員 小笠原貞子君

予算委員 内田 善利君

議院運営委員 矢追 秀彦君

同日議長から左の質問主意書が提出された。

堀田製作所の不当労働行為に関する質問主意書(辻一彦君提出)

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員山田昭範君提出中小企業の海外投資に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、財政法第四十六條第二項の規定による昭和四十七年度第四・四半期における国庫の状況の報告を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、左記の者(去る十六日議長承認)を第七十一回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

記

通商産業審議官 森口 八郎君

通商産業省通商政策局長 和田 敏信君

通商産業省貿易局長 濃野 滋君

通商産業省産業政策局長 小松勇五郎君

通商産業省立地公署局長 林 信太郎君

通商産業省基礎産業局長 飯塚 史郎君

通商産業省機械情報産業局長 斎藤 太一君

通商産業省生活産業局長 橋本 利一君

資源エネルギー庁長官 山形 栄治君

資源エネルギー庁次長 北村 昌敏君

資源エネルギー庁石油部長 熊谷 善二君

資源エネルギー庁石炭部長 佐伯 博蔵君

資源エネルギー庁公益事業部長 岸田 文武君

一昨二十二日議員から左の修正案が提出された。

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律案に対する修正案(佐藤隆君外四名提出)

同日左の質問主意書を内閣に転送した。

堀田製作所の不当労働行為に関する質問主意書

(辻一彦君提出)

昨二十三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

増田 盛君

同

鬼丸 勝之君

法務委員

杉山善太郎君

同

野坂 参三君

外務委員

田 英夫君

同

星野 力君

社会労働委員

川野辺 静君

同

寺下 岩蔵君

運輸委員

岩本 政一君

建設委員

中村 禎二君

決算委員

塚田 大願君

議院運営委員

渡辺 武君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員

川野辺 静君

同

寺下 岩蔵君

法務委員

田 英夫君

同

星野 力君

外務委員

杉山善太郎君

同 社会労働委員

野坂 参三君

同

増田 盛君

運輸委員

鬼丸 勝之君

建設委員

中村 禎二君

決算委員

岩本 政一君

議院運営委員

渡辺 武君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

塚田 大願君

災害対策特別委員

松本 英一君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

前川 旦君

災害対策特別委員

前川 旦君

同日衆議院から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

同日衆議院から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

動物の保護及び管理に関する法律案

動物の保護及び管理に関する法律案

内閣委員会に付託

内閣委員会に付託

寛政、刑取縮法の一部を改正する法律案

寛政、刑取縮法の一部を改正する法律案

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を内閣委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を内閣委員会に付託した。

動物の保護及び管理に関する法律案(内閣委員長提出)

動物の保護及び管理に関する法律案(内閣委員長提出)

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

同日議員から左の質問主意書が提出された。

同日議員から左の質問主意書が提出された。

物価等政府の経済財政運営に関する質問主意書

物価等政府の経済財政運営に関する質問主意書

(鈴木一弘君提出)

(鈴木一弘君提出)

琉球大学医学部設置等に関する質問主意書(喜屋武眞榮君提出)

琉球大学医学部設置等に関する質問主意書(喜屋武眞榮君提出)

不動産登記法第百五条についての法務省民事局長通達に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
昭和四十八年七月七日

参議院議長 河野 謙三殿

鈴木 強

不動産登記法第百五条についての法務省民事局長通達に関する質問主意書

法務省は、昭和三十六年二月七日付民事第三五五号民事局長通達により、不動産登記法第百五条の所有権に関する仮登記後本登記の場合の第三者の権利の「第三者には「仮登記後になされた仮差押・仮処分・強制執行または競売申立の記入の登記名義人は、いずれも登記上利害関係を有する第三者に含まれるから、右第三者の承諾書を添付させて、職権でこれを抹消せよ」と通達した。

そして、右通達の趣旨はその後、賃借権設定等をしたすべての利害関係人に拡大されたため、本登記不受理事件は非常に大きな数になつて、登記実務は大混乱をきたしている。

具体事例の一は次のとおりである。

東京都世田谷区奥沢八丁目三三九番地家屋番号五八四号の建物所有者は、昭和四五年四月一日日停止条件付所有権移転仮登記の条件の成就により、その所有権を取得し、引き渡しを受け、同月一日東京法務局世田谷出張所登記官に対し、前所有者と共同で所有権移転仮登記申請をしたところ、本件民事局長通達による利害関係人である債権者の登記承諾書の添付がないとして却下するといふので取下げた。

次いで、同年一二月ごろ仮差押債権者を被告として東京地方裁判所に本登記承諾請求の訴を提起したが、当該所有権が仮登記のままで第三者對抗要件を具備していないことおよび本件通達を容認しての最高裁判所判例(昭和四六年四月二一日大法院判決および昭和四五年三月二六日第一小法院判決)があるため勝訴の見込みがない状態である。

更に、所有者は、昭和四六年八月二四日世田谷登記官に対し、前同様本登記申請をしたところ、右登記官は翌日、前と同じ理由で却下したため、所有者は不服申立を経由して、東京地方裁判所に対し、却下処分取消訴訟を提起した。

これは昭和四七年一月三〇日請求棄却となつたので、東京高等裁判所に控訴し、現在、同庁昭和四七年行コ第八号控訴事件をもつて係属中である。

なお、所有者は、任意競売申立人および賃借権設定者の承諾を得ることは法律上不可能であり、したがつて、本登記も不可能の見通しである。

本件通達が出される以前においては、所有権移転仮登記を本登記にする際に、かかる承諾書の添付は必要としなかつたのである。

本件通達は、民法、民事訴訟法および不動産登記法を誤解したものである。即ち、前記例のように所有権に関する仮登記権利者が、不動産所有権を適法に取得し、かつ、これの引き渡しを受けたので、新旧所有者共同で適法に本登記申請をした場合において、いわゆる利害関係人と称する第三者の本登記承諾書の添付がないとの理由で本登記を却下することは、憲法第二十九条第一項および不動産登記法第百五条違反であり、本件通達は取り消して、失効せしめるのが相当と考えるが、以下の諸点につき、政府の見解を伺いたい。

昭和四十八年八月二十四日 参議院會議録第三十号 質問主意書及び答弁書

八〇二

一、不動産登記法第五十五条の立法趣旨は

1 所有権移転仮登記の後に、所有権移転登記をした者がある場合、この仮登記権利者の本登記と同時に、右仮登記後の所有権移転登記を抹消して「最後に登記されている者が現在の所有者である。」ことを公示するためであると解するが、どうか。

2 所有権以外の権利に関する登記については、抹消する必要がないし、また抹消することができないと解するが、どうか。

二、同条の立法趣旨につき、前記大法廷判決は「同一不動産につき登記簿上所有名義が二重に併存する等の混乱を生じ、公示制度として好ましくない結果を招来したので、かかる公示の混乱を避けて不動産取引の安全を保護するためである。」としている。

1 同一不動産につき、登記簿上所有名義が二重に併存する事実があつたのか。

2 この所有名義の二重の併存およびそのほかの登記に、どのような公示の混乱が生じていたのか。そして同条の新設によりそれがどのように改善されたのか。

3 登記官が、仮登記権利者の本登記を、同条による利害関係人の承諾書の添付がないとの理由で、何年間も拒絶すること、または不可能にすることが、不動産取引の安全をどのように保護することになるのか。

三、同条による第三者の権利の抹消は有効な所有権移転登記の抹消であり、同法第四十六条による登記の抹消は無効な権利の抹消であると考えられるが、どうか。

四、第五十五条により、所有権に関する仮登記後に、所有権移転登記をした第三者の登記が抹消されたときに

1 この第三者が登記したときから抹消されるまでの期間、当該不動産の所有者は登記簿上存在しないことになるのか。

2 この第三者が登記されていた期間に取得した利得は、不当利得となるのか。

3 この第三者は、登記を抹消された結果、不利益を受けることがないか。

五、同条が施行された昭和三十五年四月一日以降本件通達が出された昭和三十六年二月七日までの間になされた通達記載の利害関係人の登記は、所有権に関する本登記のときに

1 抹消されないものがあつたか。

2 この抹消されなかつた登記についてどのような支障が発生したか。

六、同条を廃止した場合、どのような支障が生ずるのか。

七、同条により仮登記権利者が本登記した場合、その後所有権移転登記をした第三者があるため、新所有者の登記が先順位となつたときには、登記官が職権によつて、この新所有者の登記を最後の事項欄に移記すれば「最後に登記されている者が現在の所有者である。」という公示制度の原則が実現し、なんらの混乱も生じないと考えられるが、どうか。

八、本件通達は、同条が債権者らの登記の職権抹消を規定したものと解釈しているが、これは仮登記権利者が所有権移転本登記を効力発生要件に変更したものと考へているのか。

九、本件通達は、同条が所有権に関する仮登記権利者に対し、利害関係人に対する登記承諾請求権という新たな請求権を付与したものと考へているのか。

一〇、本件通達は、仮登記権利者が本登記をすることができなくても差支えないとしたが、これは仮登記による順位保全の効力が同条によつて変更されたものと考えられるのか。

一、本件通達は、仮登記権利者に対し仮登記のまま、本登記承諾請求の訴に勝訴することを要求しているが、これは、同条が仮登記に第三者對抗要件を付与したものであると考へられるのか。

二、本件通達は、これを直ちに失効せしめて、債権者らの登記を抹消することなく仮登記権利者の本登記をした場合、いかなる支障が生ずるのか。

三、本件通達は、仮登記権利者が本登記をするには、その登記前に債権者らの承諾を得なければならないとしているが、右通達の根拠法を明らかにされたい。

四、本件通達は、仮登記権利者が本登記をすると同時に「登記官が本件債権者らの登記を職権で抹消しなければならぬ。」としている。登記官は右債権者らの債権内容につき、識り得ないまま、これを職権で抹消しなければならぬとした根拠法を明らかにされたい。

五、前記例のとおり、世田谷登記官は、新旧所有者による本登記申請を却下したが、これは違法であると考えられるが、どうか。

六、世田谷登記官は、仮差押および任意競売申立の債権の内容を全く識らないにも拘らず、その登記を職権で抹消しようとしたが、これは形式的審査権の範囲を逸脱したものと考へられるが、どうか。

七、所有者は本登記をした後に、仮差押債権者に対し第三者異議の訴を提起して、この勝訴判決によつて仮差押の登記を抹消するのが適法であると考えられるが、どうか。

八、世田谷登記官は、高額な登録免許税を納付してそれぞれ任意競売申立および賃借権設定の登記をしたものに対し、所有者が変るたびに、その登記を職権で抹消しようとしているが、これは誠に違法であると考えられるが、どうか。

九、所有権移転仮登記をした新所有者は、旧所有者と共同で本登記申請をしたところ、登記官から本件通達該当事件であるとして、右申請を却下されたため第三者對抗要件を具備しないことになつたのであるから

1 新所有者は、固定資産税等の納税義務を負担しなくても差支えないと考へてよいのか。

2 新所有者は、未登記建物所有者と同様、実質課税の原則に従つて課税されることになるのか、どうか。

3 旧所有者は、本登記申請を違法に却下されたのであるから、固定資産税等の納税義務を免除されたものと考へてよいのか。

一〇、以上のように、仮登記に基づく本登記申請に対し、本件通達該当事件として、本登記を拒絶するケースが昭和三十六年二月以降非常に多く発生しているが、かかる本登記不受理処分は国民の不動産所有権を侵害する憲法第二十九条第一項および不動産登記法第五十五条違反の行政処分であると考えられるが、どうか。

右質問する。

昭和四十八年七月十七日

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員鈴木強君提出不動産登記法第五十五条についての法務省民事局長通達に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

内閣総理大臣 田中 角榮

参議院議員鈴木強君提出不動産登記法第百五条についての法務省民事局長通達に関する質問主意書に対する答弁書

一について

1 及び 2 仮登記に基づく本登記と両立し得ない登記を利害関係人の承諾のもとに抹消して、登記簿による公示の混乱を防止するためである。

二について

1 同一不動産につき登記簿上所有名義が二重に併存する事実があつた。
2 所有権の登記名義人が二人以上存在することになると、第三者からみていずれが真正な所有者か不明になる等公示上の混乱を生じていたが、現行不動産登記法第百五条が設けられた後は、そのような混乱がなくなつた。
3 公示上の混乱がなくなり、取引が円滑になつてゐる。

三について

第百五条による第三者の権利の登記の抹消は、仮登記に基づく本登記と両立し得ない登記の抹消である。

四について

1 登記簿上存在する。
2 一般的には、不当利得にはならないと考える。
3 第三者は、不測の不利益を受けることにはならない。

五について

1 抹消されないものはない。
2 1で了承された。

六について

公示上の混乱を来す。

七について

そのような取り扱いはできないと考える。

八について

仮登記に基づく本登記を効力発生要件とは考えていない。

九について

利害関係人が正当な事由なしに承諾を拒むときは、承諾を求める訴えを提起することができる。と考える。

一〇について

効力に変更を加えたものではない。

一一について

仮登記権利者が本登記をする条件を備えるに至つたときは、仮登記のままで第三者に対し承諾の意思表示を求めることができるという意味において対抗的な効力があると考える。

一二から一四までについて

御指摘の通達は、昭和三十六年二月七日付法務省民事局長回答を指すものと思われるが、同回答は、不動産登記法第百五条の解釈をそのまま示したものである。

昭和四十八年八月二十四日 参議院會議録第三十号 質問主意書及び答弁書

一五から一八までについて

東京法務局世田谷出張所の登記官がした具体的な処分については、現在、裁判所において係争中であるので答弁を差し控える。

一九について

1 固定資産税の納税義務者は、固定資産の所有者とされている。この場合の所有者とは、登記簿上の家屋については、建物登記簿に所有者として登記されている者をいうものである。従つて、登記簿上所有者として登記されていない新所有者については納税義務は生じない。
2 当該家屋は登記済みのものであるから、賦課期日において建物登記簿に所有者として登記されている者に対して課されるのであり、新所有者に対しては課されない。
3 旧所有者が、賦課期日において建物登記簿上所有者として登記されている限り納税義務を負うこととなる。

二〇について

登記上利害関係を有する者の承諾書の添付は、公示上の混乱を防止するという公共の福祉の実現を図るための必要かつ合理的な制約であり、その添付のないものも不受理処分は、憲法第二十九条に違反するものではなく、また、不動産登記法第四十九条第八号及び第百五条第一項の規定に該当するものであるから、何ら法令に違反するものではない。なお、不動産登記法第百五条第一項が憲法第二十九條第一項に違反するものでないことは、昭和四十六年四月二十一日最高裁判所大法庭判決の示すところである。

工場排水の規制に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
昭和四十八年七月十六日

参議院議長 河野 謙三殿

峯山 昭範

工場排水の規制に関する質問主意書

一九七〇年に水質汚濁防止法が改正されて、都道府県知事によるいわゆる上乗せ排水基準の設定や排水基準違反に対する直罰規定の導入などによつて水質汚濁に関する規制が強化されたにもかかわらず、現状は水質の汚濁がかえつて進行している実情にある。

例えば、本年の二月に公害等調整委員会がまとめた「公害苦情件数調査」によれば、水質汚濁についての国民の苦情は水質汚濁防止法が強化される前の一九六九年に比べて一九七一年には三〇％も激増しているという結果がでている。

また水質汚濁(BOD負荷量)について発生源別の汚染負荷割合をみると、一九七〇年調査で工場、発電所など企業活動によるものが八・一％と大部分を占めている。

このような実情から判断して、工場排水についての規制を更に一段と強化する必要があると考える。よつて次の諸点について政府の見解を明らかにされたい。

昭和四十八年八月二十四日 参議院会議録第三十号 質問主意書及び答弁書

八〇四

一、工場排水規制措置について

工場排水については、水質汚濁防止法で有害物質七項目、生活環境項目十二項目についてそれぞれ排水基準が定められているが、具体的にどのよう排水規制が行なわれているのか、具体的かつ詳細に説明されたい。

二、未規制物質の規制について

水質の汚濁は生活環境を悪化させるだけでなく、瀬戸内海の赤潮や琵琶湖、諏訪湖等の富栄養化をもたらす、漁業にまで被害を及ぼしているのが実情である。

赤潮や富栄養化は、生活排水・工場等の排水中に含まれる窒素や磷が原因と思われるがこれらについて規制する考えはあるのか。

もし、あるとすればその期日について、また、今後、どのような物質を規制しようとしているのか、その規制時期についても明らかにされたい。

三、水処理装置の設置状況について

排水基準が設定され、水質汚濁に対する監視体制が整備されつつあるにもかかわらず、いぜんとして一部には排水基準を上回る工場排水の流出がみられるのが現状である。

この原因を考えてみるに、例えば、水俣病の被害を一層大きくした原因は、チソ株式会社がある機水銀除去装置として採用したサイクレーターが有効な装置でなかったためであるといわれていることから、この際、この二の舞をふまないために工場が現在設置している水処理装置を総点検する必要があると考える。

よつて、次の諸点について政府の回答を求める。

1 企業の水処理装置の設置状況及びその稼働状況

2 公共用水域に水を排出する企業が特定施設を設置しようとする際、水質汚濁防止法第五条であらじめ特定施設から排出される汚水等の処理方法を都道府県知事に届出なければならぬことになっているが、設置の許可にあつて知事にどのような審査を行なわれているのか。また、具体的に都道府県に対してどのような行政指導を行なっているのか。

昭和四十八年七月二十四日

参議院議長 河野 謙三殿

内閣総理大臣 田中 角榮

参議院議員山昭範君提出工場排水の規制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山昭範君提出工場排水の規制に関する質問に対する答弁書

一について

工場排水の規制については、水質汚濁防止法に基づき設定される排水基準の遵守を強制することにより行われているが、具体的には、特定施設の設置及び特定施設の構造等の変更をするに当たつては、あらかじめ汚水等の処理方法等について、都道府県知事に届出を行わせ、事前に排水の水質が排水基準に適合し得るものであるかどうかを審査し、排水基準に適合しないと認められるときは、都道府県知事は特定施設の設置又はその構造等の変更に関する計画の変更又は廃止を命ずること

とができることとされている。

また、特定施設の設置後における排水基準の遵守については、都道府県の職員が必要に応じ工場・事業場に対する立入検査を実施し、排水基準違反者に対しては、罰則の適用があるほか、排水基準に違反するおそれがある場合においても、特定施設の使用の一時停止、排出水の排出の一時停止、汚水の処理方法の改善等を命ずることができることとされている。

政府としては、これらの水質汚濁防止法の規定の適切な運用等により、排水規制に努めているところである。

二について

赤潮や湖沼の富栄養化の要因物質とされている窒素及び磷については、窒素及び磷が赤潮の発生や富栄養化の進行にどのように関与するのか科学的に十分に解明されていないこと等もあつて、現在、排水規制の対象としていないが、窒素及び磷による水質汚濁防止対策を検討するため、所要の調査研究を推進しているところである。

このほか未規制項目としてはPCB、温排水、アンチモン、ABS等があるが、このうちPCBについては既に暫定的指導指針を設定しており、工場排水水質の測定方法の確立をまつて可及的速やかに水質汚濁防止法に基づく規制対象とすることとしている。

また、温排水、アンチモン、ABSについては、それらの環境に及ぼす影響等について調査を実施しており、その結果をまつて可及的速やかに排水規制の対象とすることとしている。

三について

(1) 企業の水処理装置の設置状況及び稼働状況については、特定施設の設置、その構造等の変更の届出及び工場・事業場に対する立入検査等により都道府県において、は握しているところであるが、各工場・事業場において必ずしも水処理装置の適正な運転管理がなされていないことも考えられる。

このため、政府としては、排水基準の遵守状況についての監視について、都道府県に対し、工場・事業場に対する立入検査及び排水水質の測定機器の整備に要する経費につき、所要の助成を行つとともに測定技術者の研修等監視測定体制の整備拡充に努めているところである。

(2) 都道府県知事は、水質汚濁防止法の規定により、特定施設の設置の届出があつた場合には、特定施設の構造、特定施設から排出される水の汚染状況、汚水等の処理の方法等からみて排水が排水基準に適合するかどうかを総合的に審査することとしている。

その審査の結果、排水基準に適合しない排水を排出するときは、特定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法等に関する計画を変更あるいは廃止させることにより排水基準を遵守させているところであり、政府としても同法の厳正な運用を図るよう都道府県知事を指導しているところである。

PCB・水銀汚染等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和四十八年七月十六日

参議院議長 河野 謙三殿

峯山 昭範

PCB・水銀汚染等に関する質問主意書

本年の五月二十二日、熊本大学の第二次水俣病研究班報告が発表されて以来、全国各地で水銀汚染の実態が明らかにされ、深刻な様相を呈している。

また、水産庁が、昨年末魚介類に含まれるPCB調査を行ない、その調査結果を五月に発表し、危険度が高いとみられる入水域を示したこともあつて、水銀にPCBが加わり、魚介類に対する国民の不安が一挙に高まつている。

その結果、問題になった水域における魚の漁獲禁止、廃棄処分にとどまらず、関係のない水域の魚介類もその影響をこうむるにいたり、一部ではその市場価格が暴落し、漁獲、販売ができない状況に追いこまれ、零細漁業者、鮮魚商は生活苦にあえいでいるのが現状である。

このため政府においても、現在、関係省庁を集めた水銀対策推進会議を開き、有機水銀、PCBを含めた対策を協議しているが、いまだに有効な措置が具体化しないため、事態は一向に改善されていないのが現状といえよう。

政府は、この点を強く認識し、国民の不安、漁民の怒りを解消するために、抜本的な対策を早急に実施すべきである。

よつて、次の諸点について政府の見解を明らかにされたい。

一、水銀汚染対策について

政府は本年の六月、水銀等汚染対策推進会議を開き、水銀等対策として、①全国的規模で水質、底質、魚介類の環境調査を実施する②水俣湾、八代海、有明海、徳山地先、新居浜地先、水島地先、氷見地先、魚津地先、酒田港内の沿岸に立地する水銀関係工場の点検を急ぎ、汚染源についての統一見解を出す等の事項を決定している。

また、同じく六月に、通産省は水銀を触媒として使用した工場に、水銀の使用量などを報告させている。

しかしながら、これらは水銀を使用している工場のごく一部に過ぎないのではないかと思われる。

このため、水銀がどれだけ生産され、どのように使用されているのか、はなはだ不明といわざるを得ない。国民の不安を解消するために、政府は早急に水銀の生産、使用状況を公表し、水銀汚染に対する万全の措置を講ずべきであると考えらる。

よつて、次の諸点について政府の回答を求めらる。

1 水銀の生産、輸入状況について

(イ) 水銀の生産地及び生産工場名

(ロ) 年度別水銀生産量

(ハ) 年度別水銀輸入量と輸入先

2 水銀の使用状況について

(イ) 水銀の使用工場名

(ロ) 水銀使用製品

・消費者用製品名とその製造業者
・生産工程で触媒等として使用している工場名と生産品名
水銀の在庫量とその保管場所

二、PCB汚染対策について

PCB汚染は今や世界的な問題であり、一九六六年以降スエーデン各地の魚類をはじめ、世界各地の魚類や鳥類の体内からPCBが検出され、地球全体がPCBによつて汚染されているといつても過言ではない。

なかでもわが国では一九六八年に発生したカネミ油症事件をはじめとして、琵琶湖等では高濃度の汚染魚が検出されるなど、外国とは比較にならないほどの汚染は著しいといえよう。

現在のところ、PCBの使用は原則として禁止され、PCB使用製品は一部回収されつつあるとはいふものの、まだ国民生活にとつて必需品である家庭電化製品に使われているものは回収されておらず、また、国民の多数においては現在使用している製品の中にPCBが入っていることすら知らない場合も決して少なくないのが現状である。

もし、政府がPCBの回収に万全を期するといふのであれば、まず次の諸点を国民に公表し、PCB使用製品をなんらかの形で規制するような措置を講ずべきであると考えらる。

よつて、次の諸点について政府の回答を求めらる。

1 製造業者別PCB使用製品名及びその生産量(家庭用製品は詳細に)

2 家庭用製品に使用されているPCB量

3 回収したPCB製品の保管状況及びその処分方法

右質問する。

昭和四十八年七月二十四日

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員峯山昭範君提出PCB・水銀汚染等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員峯山昭範君提出PCB・水銀汚染等に関する質問に対する答弁書

一 水銀汚染対策について

1 について

(イ) について

現在、国内の水銀生産地は、北海道と奈良県であり、うち北海道には、北進鉱業電昇殿事業所、野村鉱業イトムカ事業所の二事業所、奈良県には、大和金属鉱業大和水銀事業所がある。

(ロ) について

年度別水銀生産量は、非鉄金属等需給年報によれば、四十五年度二百三三トン、四十六年度二百二十八トン、四十七年度百七十九トンであり、その内訳は、別紙一のとおりである。

(ハ) について

年度別輸入量は、通関統計によれば、四十五年度九百九十九トン、四十六年度三百六十八トン、四十七年度五百二十九トンとなつており、その主要な輸入先は、スペイン、メキシコ、フ

昭和四十八年八月二十四日 参議院會議録第三十号 質問主意書及び答弁書

イリピンである。

2について

(イ)及び(ロ)について

(a) 生産工程で触媒等として使用している業種としては、電極用として水銀法電解ソーダ製造業、触媒用としてアセチレン法塩化ビニルモノマー製造業等がある。また、過去において、水銀を触媒として使用していたものにアセチレン法アセトアルデヒド製造業があり、これらのリストは、別紙二のとおりである。これらについては、現在その実態を調査中である。

(b) また、水銀を使用している主要な製品としては、体温計、水銀温度計、蛍光灯、水銀灯、電池、無機薬品、医薬品等がある。これらの主要なものについては、現在その実態を調査中であり、その他のものについても早急に工場リストを整備し、実態調査を行うこととしている。

(ハ)について

水銀の在庫量及び保管状況については、現在、主要業種について、工場の立入調査を実施中である。また、今後主要企業については、定期的にその受入量、使用量、在庫量等の収支を報告させることとしており、現在準備を進めているところである。

二 PCB汚染対策について

1及び2について

(a) PCB自体の生産は、四十七年六月をもつて中止されており、したがってPCBを使用した製品の新規供給もごく一部の例外使用(使途が明確であり、かつ、回収等に万全を期しうるもの)を除いては、中止されている。

(b) 過去において、PCBを使用した製品としては、感圧紙、塗料、印刷インキ、接着剤、潤滑油添加剤、難燃剤、トランス、コンデンサ等があり、量的には、極めて少量であるが、テレビ、電子レンジ等の家電製品の一部にもPCB入りのコンデンサが使用されていた。

(c) その使用量については、電気機器用三万七千七百トン、熱媒体用八千六百トン、感圧紙用五千四百トンその他開放系用二千九百トン、輸出用五千三百トンが出荷された。このうち、家電製品に使用されたPCBは、テレビ、電子レンジ、ルームクーラーの三品目で約六百トン程度と推定される。

3について

(a) 液状PCBについては、約四千トンがPCB製造業者(二社)に回収され、現在タンク等に厳重保管されており、県の指示をまつて、焼却の予定である。

(b) 感圧紙については、感圧紙メーカー四社に紙量で約千二百トン、官公庁に紙量で約千二百トンが回収及び保管されており、処理技術の研究開発をまつて、処理を行うこととしている。

(c) また、重電用トランス・コンデンサは閉鎖系であり、かつ、製品の耐用年数が長いため、直ちに回収を要する事態にはないが、万全を期するため、所有者が、厳重に保管管理を行うよう指導している。更に、無害化処理技術を確立するため、指導により、業界において基礎研究を実施しているところであり、近く、(財)電機PCB処理協会を発足させ、処理体制の万全を期することとしている。

(d) PCB入りコンデンサを使用した家電製品については、PCB使用量はごく少量であるが、その処理については、今後更にその万全を期すべく、家電関係製品名を明らかにし、関係業界と地方公共団体との協力体制を整備する等の具体策を確立することとしている。

別紙一

年度別水銀生産量

	国内 生産	海外 輸入	計
四十一年度	一七三トン		二〇三トン
四十六年度	一八五トン	二四トン	二二八トン
四十七年度	一七九トン		一七九トン

別紙二

水銀法電解ソーダ製造工場

会社名	工場名	所在地
北海道曹達興	幌別	北海道登別市
日新電化	酒田	山形県酒田市
鉄興社	酒田	山形県酒田市
呉羽化学工業	郡山	福島県いわき市
保土谷化学	鹿島	茨城県鹿島郡
千葉塩素化学	千葉	千葉県市原市
日本塩化ビニル	千葉	千葉県市原市
旭硝子	尾久	東京都荒川区
旭電化工業	川崎	神奈川県川崎市
味の素	川崎	神奈川県川崎市
昭和電工	川崎	神奈川県川崎市
セントラル化学	川崎	神奈川県川崎市
関東電化工業	川崎	神奈川県川崎市
電気化学工業	川崎	神奈川県川崎市
日本曹達	青森	青森県青森市

信越化学	日本カーバイド	鉄興社	東亜合成化学	日本曹達	日軽化工	三井東庄化学	東亜合成化学	三菱モンサント化成	四日市東曹	旭硝子	三菱瓦斯化学	大阪曹達	三井東北石油化学	南海化学工業	鐘淵化学工業	住友化学工業	関東電化工業	菱日	岡山化成	山陽国策パルプ	徳山曹達	東洋曹達工業	東亜合成化学	東亜合成化学	大阪曹達	旭硝子	三菱化成工業
直江津	魚津	富山	高岡	高岡	蒲原	名古屋	名古屋	四日市	四日市	関西	浪速	尼崎	泉州	和歌山	高砂	岡山	水島	水島	水島	岩国	徳山	南陽	徳山	坂出	松山	北九州	黒崎
〃 〃	富山県魚津市	〃 富山市	〃 高岡市	〃 〃	静岡県庵原郡	愛知県名古屋市長古屋市	〃 〃	三重県四日市市	〃 〃	大阪府大阪市	〃 〃	兵庫県尼崎市	大阪府高石市	和歌山県和歌山市	兵庫県高砂市	岡山県倉敷市	〃 〃	〃 〃	山口県岩国市	〃 徳山市	〃 新南陽市	徳島県徳島市	香川県坂出市	愛媛県松山市	福岡県北九州市	〃 〃	

会社名	工場名	所在地
大阪曹達	小倉	大牟田市
三井東庄化学	大牟田	愛媛県新居浜市
住友化学工業	菊本	大分県大分市
住友化学工業	大分	宮崎県延岡市
旭化成工業	延岡	
アセチレン法塩化ビニルモノマー製造工場		
会社名	工場名	所在地
日本ゼオン	高岡	富山県高岡市
呉羽化学	錦	福島県いわき市
信越化学	直江津	新潟県上越市
電気化学	青海	青海省
アセチレン法塩化ビニルモノマーを過去に製造していた工場		
会社名	工場名	所在地
チツソ	水俣	熊本県水俣市
日本カーバイド	魚津	富山県魚津市
住友化学工業	菊本	愛媛県新居浜市
日信化学	武生	福井県武生市
鐘淵化学工業	大坂	大阪府摂津市
群馬化学	渋川	群馬県渋川市
三菱モンサント化成	四日市	三重県四日市市
三井東庄化学	名古屋	愛知県名古屋市中
鐘淵化学工業	高砂	兵庫県高砂市
鉄興社	酒田	山形県酒田市
東亜合成化学	徳島	徳島県徳島市
日本ゼオン	蒲原	静岡県蒲原市
東亜合成化学	高岡	富山県高岡市
東亜合成化学	名古屋	愛知県名古屋市中
旭ダウ	延岡	宮崎県延岡市

昭和四十八年八月二十四日 参議院會議録第三十号 質問主意書及び答弁書

アセチレン法アセトアルデヒドを過去に製造していた工場

会社名	工場名	所在地
チツソ	水保	熊本県水保市
電気化学	青海	新潟県西頸城郡
鹿瀬電工		東浦原郡
鉄興社	酒田・大浜	山形県酒田市
日本合成化学工業	大垣	岐阜県大垣市
日本合成化学工業	熊本	熊本県宇土市
ダイセル	新井	新潟県新井市
三菱瓦斯化学	松浜	新潟市

農業及び肥料中における重金属等有害物質の含有状況ならびに使用実績等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和四十八年七月十九日

参議院議長 河野 謙三殿

峯山 昭範

農業及び肥料中における重金属等有害物質の含有状況ならびに使用実績等に関する質問主意書
農業による食品汚染が問題化して既に久しいが、食品衛生法第七条第一項の規定に基づく食品添加物等の規格基準による農業の残留基準の設定は、昭和四十三年三月以降五年間に一八農薬、二九農作物についてであり、また、農業取締法第十二条の六の規定に基づく安全使用基準の設定は、一二農薬、二四農作物にすぎない。

現在わが国で使用されている農薬は、有効成分の種類にすると三〇〇以上、登録銘柄数は五、〇〇〇種類以上にのぼり、その単位面積当りの使用量は、アメリカの七倍、ヨーロッパの六倍にも達するといわれている。

政府は、昭和四十六年に農業取締法を改正して、農薬の登録検査、使用規制の強化措置を講じたが、いまだ十分ではない。即ち昭和四十七年八月、行政管理庁の「農薬による危害防止に関する行政監察（推進）結果に基づく勧告」は、農薬による被害の実態はあく、安全使用対策、残留毒性対策、残留農薬検査等六項目を指摘している。

更に、白木博次東京大学教授の指摘によれば、フェニール酢酸水銀を含むセレン石灰が全国の水田、果樹園に使用されている量は、昭和二十八年から同四十四年までの間、年間約七万トン、そのうち、水銀原体だけをとり出せば年間約四〇〇トンとなり、十七年間の水銀使用量は約六、八〇〇ト

ンにものぼる。これが、土の中で分解され無機水銀となつて残留し、食物を通じて人体に吸収されるため、日本人の毛髪の水銀含有量は、西独人のそれと比べて約六十五倍にも達している。また、日本における農薬使用量は、水田一ヘクタール当り七三〇グラムであり、これはオランダ九グラム、イギリス及びドイツ六グラムに比し約百倍にも達している。このような各種農薬の複合汚染と、長い年月にわたる農薬の散布がいかに土壌等並びに海洋の汚染を進行させているかはかりしれぬものがある。農業公害防止の最大の問題は、農薬の残留毒性の解明を急ぐとともに残留農薬の検査体制を充実することにあるが、人命にかかわる問題が依然改善されていないことは、まことに遺憾である。

また、わが国の農業は、反当り高収量を確保するため、ばう大な量の化学肥料を投入する生産体系が確立している。化学肥料のうち、カドミウムを含有する過リン酸石灰を例にとれば、その原料の輸入リン鉱石には、アメリカフロリダ産一四PPM、モロッコ産二六PPM、トゴ産四四PPM、ナウル共和国産八〇PPMのカドミウムがそれぞれ含有されているといわれている。肥料中における有害な重金属類については許容量が設定されているが、農薬等による汚染との重複が考慮されたりえで設定されているのか否か、また、有害な重金属類を除去するための努力が行なわれているのか否か、非常に疑問である。化学肥料の消費はますます増大する勢にある今日、この対策は、緊急かつ真剣に行なう必要がある。

これらの諸点をふまえ、左記の諸項目につき質問する。

一、農薬について

1 有機水銀系農薬は、既に製造が禁止されているが、今日までの使用量はばう大なものといわれている。そして、有機水銀の特性から、過去十数年にわたる散布の結果、相当量の有機水銀が土壌に残留していると思われるが、その実態はいまだ明らかにされていないので、次の諸点につき明示されたい。

昭和十七年から同四十四年までの間の

- (1) 有機水銀系農薬の種類別、製造業者別、年度別生産量（輸入量を含む）と都道府県別消費実績並びに種類別、製品別水銀含有濃度
 - (2) 無機水銀を含有する農薬について、右と同様
 - (3) 土壌等への投下数量につき、水銀の消費総量（①・②項より推定される総水銀）
 - (4) 「農業要覧」一九七二年版によると、昭和四十六年九月三十日現在、殺菌剤として、とまつ用有機水銀剤が四件、液用有機水銀剤が十五件登録されているが、これら水銀農薬の毒性、在庫の実情と年度別、製造業者別、製品別使用状況及びこれらに対する政府の対応策
- 2 BHC、ドリノ剤など残留性の高い有機塩素系殺虫剤などは既に使用禁止などの法的措置がとられているが、これらの土壌中残留や水質汚濁は相当なものにのぼるものと考えられる。
- そこで、今日までの有機塩素系農薬の種類別、製造業者別生産量（輸入量を含む）と消費量及び製品別有害物質濃度とその土壌等への投下数量を明らかにされたい。また、有機塩素系農薬に対する行政措置の実態と今後の方針を伺いたい。
- 3 有機リン系農薬は、パラチオン、TEPPが昭和四十四年末に特定毒物に指定され、製造が中止されたものの、マラソン剤は、低毒性、経済性のあるものとして現在多く使用されている。しかし、有機リン系農薬の汚染に原因すると思われる目の奇病（視力の低下や瞳孔収縮、拡大）や肝臓機能障害等が、長野県佐久市や大阪府守口市をはじめ、ほぼ全国的な規模で各地に発生してい

ることからその毒性を再認識し、直ちにその使用を中止する必要がある。パラチオン、TEPP等有機リン系農薬の過去及び現在における製造業者別、種類別の生産量(輸入量を含む)と消費量及び製品別有機リンの成分濃度、有機リンの消費総量を明示されたい。

4 有機水銀系農薬、有機塩素系農薬及び有機リン系農薬以外の農薬で食品衛生法第七条第一項の規定に基づき残留基準の設定されているものについて、過去及び現在における製造業者別、種類別の生産量(輸入量を含む)と消費実績並びに製品別有害物質の成分濃度及びその消費総量を明示されたい。

5 前記「農薬による危害の防止に関する行政監察(推進)結果に基づく勧告」において指摘された各項目について、農林省及び厚生省はいかなる改善措置を行なったか。

二、肥料について

1 過リン酸石灰の原料のリン鉱石には、一四〇八〇PPMにのぼるカドミウムが含有されているといわれている。その実態及びリン鉱石の輸入量(年度別、国別)、製品としての過リン酸石灰におけるカドミウム等重金属の平均含有量を明示されたい。

2 肥料中におけるカドミウム等の重金属は右記肥料以外にいかなる種類の肥料にどれだけ含有されているか。

カドミウム等の重金属が肥料を通してどの程度土壌に投与されたか、その実績を肥料の種類別、有害重金属別に明らかにされたい。

3 肥料中におけるカドミウム等重金属の含有許容量の基準は設定されているか。もし設定されているとすればその内容につき、肥料の種類別、カドミウム等の重金属別に明らかにされたい。

4 肥料中におけるカドミウム等重金属の除去技術は、現在いかなる水準にあるのか。肥料製造業者はカドミウム等重金属の除去努力を講じているのか。

5 カドミウム等重金属の除去に関し、政府は現在どのような指導を行なっているのか。政府の基本方針を伺いたい。

6 肥料中にカドミウム等重金属が含まれていることは、施肥を通じてこれら重金属類が土壌に残留することを意味している。

そこで、農薬の残留基準の設定にあたっては、施肥を通じての土壌汚染をどの程度考慮しているのか。

7 厚生省は、農薬の残留基準設定を昭和五十年を目途に、約四〇〇五〇種類の農薬、約一〇〇種類の農産物食品について設定したいとしているが、その進捗状況はどうか。

また現在の残留基準の設定根拠を詳細に伺いたい。

右質問する。

昭和四十八年七月二十七日

参議院議長 河野 謙三殿

内閣総理大臣 田中 角榮

参議院議員山昭範君提出農薬及び肥料中における重金属等有害物質の含有状況ならびに使用実績等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

昭和四十八年八月二十四日 参議院会議録第三十号 質問主意書及び答弁書

参議院議員山昭範君提出農薬及び肥料中における重金属等有害物質の含有状況ならびに使用実績等に関する質問に対する答弁書

一について

1 (1) 有機水銀剤が散布剤として使用されるようになってから現在に至るまでの主要な製品の生産量は、有機水銀剤六三六、二〇〇トン(昭和二十八～四十四年)、有機水銀水和剤二、六〇〇トン(昭和三十三年～四十四年)、有機水銀乳剤四、六〇〇トン(昭和三十三年～四十五年)である。

また、都道府県別消費量は、次のとおりである。

都道府県別水銀農薬消費量(昭和二十八～四十七年・水銀換算)

都道府県	消費量(トン)	都道府県	消費量(トン)
北海道	一一・五	茨城	三九・五
青森	四八・八	栃木	八一・三
岩手	九二・九	群馬	一三・九
宮城	一二七・〇	埼玉	四一・八
秋田	一五四・二	千葉	二七・九
山形	一一三・四	東京	二・三
福島	一一〇・六	神奈川	四・六
山梨	三三・五	鳥取	二五・五
長野	五八・一	島根	五五・七
静岡	二〇・九	岡山	五五・七
新潟	一一三・一	広島	九二・九
富山	九〇・六	山口	三九・五
石川	八一・三	徳島	一三・九
福井	七四・三	香川	一六・三
岐阜	四一・八	愛媛	三九・五
愛知	一八・六	高知	六〇・四
三重	三九・五	福岡	六二・〇
滋賀	二一・〇	佐賀	三三・二
京都	一六・三	長崎	一四・九
大阪	二・三	熊本	六六・〇
兵庫	五五・七	大分	一八・六
奈良	七・〇	宮崎	一六・三
和歌山	七・〇	鹿児島	四六・六
和歌山	七・〇	計	二、三二四・七

製剤別、有効成分及びその含有量は、次のとおりである。

昭和四十八年八月二十四日 参議院會議録第三十号 質問主意書及び答弁書

ア 有機水銀粉剤

農 薬 名	有効成分及びその含有量
セレスン石灰一六六	酢酸フェニル水銀 〇・二八%(水銀〇・一六%)
水銀粉剤一七	〇・二九%(〇・一七%)
クミスイ粉剤	〇・四%(〇・二〇%)
クミスイ粉剤三〇	〇・六%(〇・三%)

イ 有機水銀水和剤

農 薬 名	有効成分及びその含有量
セレスン水和剤	酢酸フェニル水銀 四・二%(水銀二・五%)
リオゲン水和剤	塩化フェニル水銀 一%(〇・六%)
フミロン水和(粒状)	ヨウ化フェニル水銀 五%(二・五%)

ウ 有機水銀乳剤

農 薬 名	有効成分及びその含有量
水銀乳剤	酢酸フェニル水銀 五%(水銀三%)
シミルトン	エチルフェネチル水銀 二・三%(二%)
シンメル乳剤	酢酸フェニル水銀トリエタノールアンモニウム塩 七・七%(三・三%)

(2) 無機水銀農薬としては、昇汞(塩化第二水銀)が昭和三十二年から三十六年までに一トンを生産されたが、主に蚕室、蚕具の消毒、種バレイシヨの消毒に使用されたもので、薬害が強いため散布用には使用されていない。

(3) 散布用水銀剤が使用されるようになった昭和二十八年から四十七年までに土壌等へ投下した量は、水銀にして二、三〇〇トンと推定される。

(4) 農薬要覧一九七二年版(昭和四十六年九月三十日現在)に掲載されている有機水銀剤の有効成分及びその含有量は、次のとおりであり、これらは、毒物及び劇物取締法に基づき、医薬用外毒物に指定されている。

ア とまつ用有機水銀剤

農 薬 名	有効成分及びその含有量
セレスン	酢酸フェニル水銀 二・五%(水銀一・五%)
濃厚ルベロン	
粉衣用メル	
新粉用ルベロン	N-(エチル水銀)-P-トルエンホルホンアニリド 三・一%(水銀一・三%)

イ 液用有機水銀剤

農 薬 名	有効成分及びその含有量
ウスブルン	メトキシエチル塩化水銀 四・二%(水銀二・五%)
ウスブルン錠	酢酸フェニル水銀 二・五%(水銀一・五%)
ミクロジン	酢酸フェニル水銀 四・五%(水銀二・七%)
ミクロジン錠	酢酸フェニル水銀 一・八五%(水銀一・一%)
リオゲン	酢酸フェニル水銀 一・〇%(水銀二・四%)
リオゲン錠	塩化フェニル水銀 二・五%
錠剤ルベロン	りん酸エチル水銀 三・四%(水銀二・五%)
ルベロン顆粒	同右 三・四五%(水銀二・五%)
バルサン水銀錠	硫酸エチル水銀 一・八%(水銀一・三%)
新錠剤日農メル	ジナフチルメタンジスルホン酸フェニル水銀 一〇・〇%(水銀四・〇%)
武田メル	同右 三・八五%(水銀一・五四%)
日農メル	同右 五〇・〇%(水銀二・七%)
P F クリーム	
武田メル錠	
モミ液剤	

これらの有機水銀剤は、その大部分が種もみ消毒に使用されたものであるが、昭和四十八年に一部非水銀系種子消毒用農薬が開発されたことに伴い、指導により生産を全面的に中止しており、昭和四十八年六月三十日現在、メーカー在庫はないとの報告をうけている。

なお、今後とも種子消毒用の農薬については、非水銀農薬の開発普及を積極的に推進してまいりたい。

2 DDT剤、BHC剤、アルドリリン剤、エンドリン剤が使用されるようになってから現在（昭和四十六年）に至るまでの主要な製品の生産量はDDT粉剤四九、九〇〇トン、BHC粉剤七七、四〇〇トン、BHC粒剤一五八、七〇〇トン、アルドリリン粉剤六九、七〇〇トン、エンドリン粉剤七、三〇〇トンである。

製剤別、有効成分及びその含有量は、次のとおりである。

農 薬 名	有 効 成 分 及 び そ の 含 有 量
DDT 粉 剤	トリクロルビスクロルフエニルエタン
BHC 粉 剤	ガンマヘキサクロルシクロヘキサン
BHC 粒 剤	シ
アルドリリン粉剤	ヘキサクロルヘキサヒドロエンドエキソジメタノナフタリン
エンドリン乳剤	ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン
	メタノナフタリン
	一九・五%

また、これら農薬の使用されるようになってから現在までの総使用量は、有効成分に換算してDDT剤一五、〇〇〇トン、BHC剤四〇、〇〇〇トン、アルドリリン及びエンドリン剤三、五〇〇トンと推定される。

有機塩素系農薬については、農薬取締法に基づき、次のような措置を講じている。

(1) 残留性に問題のある有機塩素系農薬DDT、BHCの販売を禁止したほか、エンドリンを作物残留性農薬に、アルドリリン、ディルドリンを土壌残留性農薬に指定し、食用作物に使用を禁ずるなど厳しく規制している。

(2) 農薬の安全性確保については、農薬取締法の規定に基づき、登録（再登録を含む）申請されたすべての農薬について慢性毒性、農作物や土壌への残留性等に関する厳しい検査を実施している。

(3) 安全な農産物の生産の確保については、食品衛生法に基づいて食品の農薬残留基準を設定するとともにその農薬の安全使用基準を定めこれを公表し、農薬の安全かつ適正な使用の徹底を図っている。

今後の方針としては、以上の諸施策の積極的な推進を図り、特に農薬の残留基準及び安全使用基準を拡大するとともに安全な農薬及び使用方法の開発実用化を促進し、農薬の安全対策に万全を期してまいりたい。

3 パラチオン剤、マラソン剤、TEPP剤が使用されるようになってから現在に至るまでの主要な製品の生産量は、パラチオン乳剤一四、二〇〇トン（昭和二十七年～四十五年）、マラソン粉剤一五三、七〇〇トン（昭和三十年～四十六年）、TEPP粉剤五六〇トン（昭和二十六年～四十二年）である。

製剤別、有効成分及びその含有量は、次のとおりである。

農 薬 名	有 効 成 分 及 び そ の 含 有 量
ホリドールメチル乳剤	ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェート
ホリドールエチル乳剤	ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェート
マラソン粉剤	ジメチルジカルベトキシエチルジチオホスフェート
TEPP 粉 剤	テトラエチルピロホスフェート
	四六・六%
	一・五%
	四〇%

また、有機りん系農薬の使用されるようになった昭和二十六年から現在までの総使用量は、有効成分に換算して三二、〇〇〇トンと推定される。

なお、長野県佐久地方等において発生したといわれる目の奇病については、その原因は明らかでないが、現在厚生省等において研究しているところである。

4 有機水銀系農薬、有機塩素系農薬及び有機りん系農薬以外の農薬で食品衛生法に基づく農薬残留基準の対象となっている農薬の主要な製剤の使用されるようになってから現在（昭和四十六年）までの生産量は、ひ酸鉛六〇、〇〇〇トン、NAC粉剤二七、七〇〇トン、ケルセン乳剤四、四〇〇トン、クロルベンジレート乳剤三、二〇〇トン、臭化メチルくん蒸剤二七、〇〇〇トンである。

製剤別、有効成分及び含有量は次のとおりである。

農 薬 名	有 効 成 分 及 び そ の 含 有 量
ひ 酸 鉛	酸性ひ酸鉛
NAC 粉 剤	1-ナフチル-N-メチルカーバメート
ケルセン乳剤	ビス（クロルフェニル）トリクロルエタノール
クロルベンジレート乳剤	4-4-ジクロルベンジル酸エチル
臭化メチルくん蒸剤	臭化メチル
	一〇〇%
	一・五%
	一八・五%
	二二%
	九八%

また、これら農薬の使用されるようになってから現在（昭和四十六年）までの総使用量は、有効成分に換算して、ひ酸鉛六〇、〇〇〇トン、NAC七、六〇〇トン、ケルセン一、七〇〇トン、

昭和四十八年八月二十四日 参議院會議録第三十号 質問主意書及び答弁書

クロルベンジレート六〇〇トン、臭化メチル二七、〇〇〇トンと推定される。

5 農業による被害の防止に関しては、農業の取締り、指導体制の拡充強化及び農薬使用者に対する安全使用の周知徹底に努めているところであるが、今後ともこの勧告を尊重し、毒物及び劇物取締法、食品衛生法及び農薬取締法の厳正な運用等を図り、農業による被害の防止に万全を期してまいりたい。

勧告に対する具体的な措置状況は次のとおりである。

厚生省関係

一 毒物及び劇物取締法による毒物劇物販売業者の指導取締りについては、昭和四十六年三月厚生省から都道府県あてその強化を指示したところである。

その結果、立入検査はかなりよく実施されているものの違反業者に対する監督は必ずしも万全とはいえないので、昭和四十七年八月二十四日付けで再び都道府県あて通知し、違反業者に対する文書による指示及び違反を繰り返す業者に対する処分の強化を徹底するよう指導したところである。

二 残留農薬分析技術者の研修については、昭和四十五年度から食品化学特殊技術講習会及び地区別特殊技術講習会を実施しているほか、個別に国立衛生試験所において約一カ月の研修を行うなど分析技術者の養成、資質の向上に努めている。

なお、国立衛生試験所の研修を受講した者のいない県について個々に調査したところ、既に分析能力を有する技術者が配置されており、現在のところ特に支障ないものと認められる。

農業による危害防止の対策の推進を図るため、今後とも各種の講習会を行い、分析技術の向上を図ることとしたい。

三 残留農薬基準の設定された農産食品の収去検査の充実については、収去検査が計画的に、また効率的に行われるよう昭和四十五年から地区別検査体制を確立するよう都道府県を指導してきており、今後更に指導を強化してまいりたい。

農林省関係

一 農業による危被害の実態は握については、従来から指導通達の実効をあげるため、統一的な調査基準、報告様式を定め、都道府県に指示するなどの措置を講じた。

二 土壌残留性農薬使用農地のあと作栽培については、科学的な調査研究に基づいて、その指導の指標を示すとともに、農薬分析調査等を有効に活用して汚染農産物が生産流通しないよう万全を期することとした。

三 水質汚濁性農薬の安全使用については、都道府県に対し今後更に使用の規制を含めて、具体的措置について報告を求めるとともに、その使用の実情を把握して被害の防止の実効があ

がるよう指導を強化することとした。

四 農業の空中散布については、今後とも被害の実態と原因調査及び被害の防止について指導を強化することとした。また、飛散性の少ない農薬の普及については、事業主体に経費を助成し、展示させることにより積極的に推進している。

なお、微粒剤散布装置の開発は昭和四十七年度に完成した。

五 都道府県農林主管部局における検査については、昭和四十六年度は一部の県において事業開始が遅れたところもあったが、同年度末までには全都道府県において実施されており、残留農薬の分析調査には、農林省の農薬分析技術研修を受けた職員が配置されている。

また、農薬分析機器の活用については、都道府県をして効率的な行動に努めさせるとともに残留調査の励行と資源の向上について今後とも指導を強化することとした。

六 農薬取締法に基づく取締については、今後とも従来からの指導通達に沿って都道府県における農薬販売業者の取締りの実施体制の整備状況とその実施状況のは握に努め、取締りを強化することとした。

七 不用農薬の処理については、都道府県及び関係団体等を中心に農薬安全処理対策事業を実施し、これらの農薬が未処分のまま放置されることのないよう措置を講じた。

(注) 一 農業の生産関係の統計年次は、前年の十月一日から当該年の九月三十日までである。

二 農薬の種類別、製造業者別、年次別生産(出荷)量の詳細な資料については、農林省農薬園芸局植物防疫課監修「農薬要覧」によられたい。

二について

1 次の四表に示すとおりである。

りん鉱石中のカドミウムの平均含有率

国 名	調 査 点 数	平 均 含 有 率
ア メ リ カ	二七	一三・五
モ ロ ッ コ	一一	二六・二
ナ ウ ル	一四	八〇・四
セ ネ ガ ル	四	九四・一
ト ゴ	五	四四・四
イ ス ラ エ ル	四	二三・九
ヨ ル ダ ン	一	七・〇

(単位 PPM)

(四五年農林省資料による)

りん鉱石の輸入量

(単位 一、〇〇〇トン)

国名	暦年				
アメリカ	一、九六七	一、八四八	二、〇一五	二、〇五四	
モロツコ	四三〇	五八七	四八二	四六四	
ナウル	二三〇	三七六	二〇二	一〇七	
セネガル	一四六	一五一	一〇三	九四	
トーゴ	一五一	一三九	一一一	八二	
イスラエル	二九	二二	二三	三〇	
ヨルダン	九	一	四八	一五〇	
サハラ	一	一	一	二二	
その他	一	一	一	三七	
計	二、九六三	三、一二三	二、九八五	三、〇四〇	

過りん酸石灰中のカドミウムの平均含有率

(りん酸一〇％換算、単位PPM)

(通関統計による)

暦年	調査点数	平均含有率
四五	三〇	八(一三・六)
四六	二四	五(八・五)
四七	二五	三(五・六)

(注)括弧内は実数値である。

(農林省調査による)

過りん酸石灰中のひ素の平均含有率

(りん酸一〇％換算、単位PPM)

暦年	調査点数	平均含有率
四五	二五	五二(八七・六)

(注)括弧内は実数値である。

(農林省調査による)

2 窒素、りん酸、加里肥料のうち代表的肥料のカドミウム等の重金属の平均含有率(昭和四十七年度農林省肥料検査所調査結果)及び土壌への年間投与量(昭和四十六年度肥料消費量より推定)は次のとおりである。

肥料名	平均含有率(PPM)		土壌への投与量(トン)	
	カドミウム	ひ素	カドミウム	ひ素
硫酸アンモニア	〇・五	〇・七	〇・一三	〇・一八
過りん酸石灰	五・六	八七・六	〇・七八	一一・一八
熔成りん肥	三・五	一五・一	一・三六	五・八七
塩化加里	〇・一	〇・三	〇・〇一	〇・〇三
第一種複合肥料(化成肥料)	七・〇	五五・二	二四・九一	一九六・四〇

なお、一〇アル当たり年間投与量は、全肥料でカドミウムは〇・五グラム程度、ひ素は四グラム程度と推定される。

3 (1) カドミウムについては、りん酸含有肥料中のカドミウムの含有率について暫定指導方針を定めており、同方針に基づきりん酸含有肥料中のカドミウムの含有率は、りん酸成分一〇％の肥料に換算して一五PPMを超えないよう指導している。

(2) ひ素、ニッケル、クロム及びチタンの四種類の重金属については、含有許容量の基準(含有を許される最大量)として次のとおり規格を定めている。

ア ひ素については、硫酸アンモニア、過りん酸石灰等硫酸を使用している肥料について、主として最も高い主成分の含有率一・〇％につき〇・〇〇八(ただし一部の肥料は〇・〇〇四)としている。

イ ニッケル、クロム及びチタンについては、けい酸質肥料等鉱さい類を原料としている肥料について、主として最も高い主成分の含有率一・〇％につきニッケルは〇・〇一％、クロムは〇・一％、チタンは〇・〇四％としている。

4 肥料の製造工程において、カドミウム等を除去することは、技術的に困難な問題があるが、最近、りん酸肥料の大宗をなしている高度化成肥料の製造工程において、りん酸液中のカドミウムを除去する技術の開発が進められている。

また、肥料製造業者においては、昭和四十六年十月に示された農林省の指導基準に基づき、原料りん鉱石の配合割合を適切にすることによって製品(りん酸成分一〇％と換算して)のカドミウム含有率が一五PPM以下となるよう努力してきた。

5 従来から普通肥料の公定規格及び指導基準に基づき、肥料製造業者に対して肥料中のカドミウム等の重金属の低減を図るよう指導してきた。

今後とも、各企業がこの基準に単に合格することなく、更に肥料中の重金属類

昭和四十八年八月二十四日 参議院會議録第三十号 質問主意書及び答弁書

を減らすよう製造工程における除去技術の開発の促進等を強力に指導して行く方針である。

6 農薬の残留基準の設定に当たっては、農薬の散布、肥料の施肥を通じて、土壌の汚染が生じ、かつ、その汚染により汚染される農作物の利用が原因となつて人の健康に被害を与えることのないように、毒物学的資料から人間が一生毎日摂取しても何ら健康に障害を与えない農薬等の量、実態調査に基づく食品中の農薬の残留量及び食品の一日摂取量を考慮し、更に安全率を見込んで残留基準を設定することとしている。

7 食品に係る農薬の残留基準については、昭和三十九年から主要農産物を対象に実態調査を行い調査結果のまとまつたものから順次設定してきており、現在までに二九食品に係る一八農薬の残留基準を設定している。

なお、昭和五十一年までに八三食品について残留実態調査等を実施し、その結果に基づき残留基準を設定することとしており、これにより、消費者が日常摂取する食品については、ほとんどの物が規制されることになる。

更に、この計画に引き続いてその他の食品についても残留基準を設定して行く方針である。また、これら残留基準を設定するに当たっては、毒物学的資料から人間が一生毎日摂取しても何ら健康に障害を与えない農薬の量、実態調査に基づく食品中の農薬の残留量及び食品の一日摂取量を考慮し、更に安全率を見込んで残留基準を設定することとしている。

さとうきび生産者価格等及びハンセン氏病対策に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和四十八年七月十九日

参議院議長 河野 謙三殿

喜屋武眞榮

一、さとうきび生産者価格等及びハンセン氏病対策に関する質問主意書

さとうきび生産者価格の引き上げ等について
沖縄におけるさとうきび作は、沖縄農業の重要な基幹作物として永年農業経済の支柱となつてきた。

しかしながら、近年、物価や賃金は急速な勢いで高騰し続けているのに対し、さとうきび生産者価格は低迷し、生産費を大幅に割るに至り、生産農家は生産意欲を失い、ついに収穫を放棄する農家が出現するほどである。

このように再生産に結びつかない低価な原料価格は、生産農家の経営を破綻に追いこむばかりか、ますます沖縄農業の将来を不安定にするものである。

1 生産農家の再三の要請にもかかわらず、前期は六、九五〇円という低価を決定し、収穫放棄(約四万坪に及ぶ)、再生産中止等に陥し入れた事態をどう考えるか。

2 海洋博及びその関連事業が沖縄の産業に与える影響は大きく、なかでも農業は労働力流出、土地買占め等により壊滅的な打撃を受けつつある。

そこで、海洋博事業計画の中に農業、とりわけ、さとうきび作の保護策を位置づけ実施すべきではないか。

いか。

3 糖価安定法によれば、最低生産者価格は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれのある場合は改定することになっている。今日の沖縄が直面している異常な物価、労賃の高騰、土地買占め、労働力の流出など農業をとりまく経済事情は「著しい変動」に該当しないのかどうか。また、ここでいう物価その他の「経済事情に著しい変動」とはどういう事態をさすのか。具体的に事例をあげて説明されたい。

4 生産者価格の算出について、現在採用しているパリティ指数方式ではこのような経済の変動、再生産の確保、農業所得の向上に効果をなさず、農業従事者や他産業従事者との所得格差を一そく大きくするばかりである。真にさとうきび作の保護育成をはかるためには、速やかに法改正を行ない、その価格算出の方式を抜本的に改めなければならない。

よつて、沖縄の基幹産業たるさとうきびも米価なみに生産費及び所得補償方式に切り換えるべきと考えるがどうか。

5 昭和四十八年さとうきび生産者最低価格については、沖縄県農協中央会・県議会・県当局は一致して「一トン当り一万三千円以上」を要求している。政府の所見を伺いたい。

6 海洋博及びその関連事業によつて農村労働力が吸収されており、さとうきび作の機械化を急がなければならない。

このため沖縄県農協中央会等は収穫機導入に必要な資金補助を要請しており、これは早急に実現をはかるべきと考えるが政府の所見を伺いたい。

7 さとうきび生産者価格の取り決めにあつては、農林大臣の諮問機関として、生産者代表を含めた「糖価審議会」を設置し、生産農家の要求を反映する必要があると思うがどうか。

二、ハンセン氏病の医療改善について
沖縄におけるハンセン氏病対策については既にたびたび質問してきたが、その改善のあとが見られないのは大変遺憾である。

沖縄愛楽園と宮古南静園の二園は、戦後二十七年にわたる民生軽視の米国軍事優先統治下にあつて、さらに医療面は極度の貧困をきたし、沖縄ハンセン氏病患者は言語に絶する犠牲を強いられてきたのである。

ここに、本問題の特殊性があるのであり本土と沖縄の格差は早急に是正されなければならない。1 本土各園における医師、看護婦を含めた職員数は入所者三・五人に対し一人、沖縄愛楽園においては、入所者五・三人に対し一人の状況である。

また類似園の大島青松園では入所者五四〇人に対し職員一八二人である。愛楽園は入所者六八〇人なので青松園と同等の職員数とするには約一〇〇人の増員が必要である。

(1) 六八〇名の入所者がいる沖縄愛楽園は、外科医二人、内科医、基本科医、眼科医、薬剤師、皮膚科医各一人である。宮古南静園にいたつては医師が僅か二人という現状である。これらの医師数の実態をどう考えるか。不安のない医療体制を確保するために緊急に医師の増員を行なうべきと思うがどうか。

(2) 一般職職員数は、沖縄二園とも本土類似園の約半数である。例えば、行二職についてみると青松園一〇一人に対し愛楽園は四七人である。

職員数の不足は患者に対して無理な作業労働を強いることとなるので、早急に増員措置を要すると思うがどうか。

(3) 看護婦不足は入所者の治療生活に不安を与えている。例えば愛楽園では、もつとも看護婦を必要とする不自由棟、老人ホームに一人も配置されていない。

早急に看護婦の増員をはかるべきと思うがどうか。

2 施設面においても本土園との格差ははなはだしく、既に老朽化している。

沖繩二園の抜本的な施設改善のために特別予算措置を計画的に講ずる必要があると考えるがどうか。なお愛楽園の重病棟改築の見通しはあるか。

3 入所者の作業賞与金についても、沖繩の場合本土に比べて約一割安く支払われているといわれている。その理由は何か。また昭和四十七年度の愛楽園入所者に対する作業賞与金の基準算出法の根拠は何か。本土の場合と比較して明らかにされたい。

4 厚生省医務局の「沖繩分室」は人事、予算等の面で十分でないため現地に不満が多い。そこで沖繩の置かれた地理的状況及び医療、施設、患者の状況等を考慮し、一ブロックなみに「沖繩地方医務局」に昇格させる必要があると考えるがどうか。

さし当り、現在の分室の機能強化の具体案を示されたい。

右質問する。

昭和四十八年七月二十七日

参議院議長 河野 謙三殿

内閣総理大臣 田中 角榮

参議院議員喜屋武眞榮君提出さとうきび生産者価格等及びハンセン氏病対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出さとうきび生産者価格等及びハンセン氏病対策に関する質問に対する質問に対する答弁書

一について

1 我が国のさとうきび作については、労働力の流出、ここ数年の台風、干ばつの影響等により収穫面積が漸減する傾向にある。

さとうきび作の振興は、国の甘味資源対策及び地域振興の見地から重要な課題であるので、今後とも、従来に増して、土地基盤整備、省力化のための機械化作業体系の開発等諸般の施策の拡充に努めるとともに、適正な価格形成にも配慮してまいりたいと考えている。

2 沖繩におけるさとうきびの重要性にかんがみ、従来からさとうきびの生産性の向上を図り、さとうきび作農家の経営の安定に資するため、土地基盤の整備、原採苗ほの設置及び栽培の省力化の促進のための栽培用機械の開発等生産振興対策の推進に努めてきたところである。

しかしながら、特に最近の農業労働力の著しい流出等により、さとうきび作のうちで最も労力を要する収穫作業に影響が生じているので、海洋博の計画の中にさとうきびの保護策を位置づけるかどうかは別としても、最近における沖繩の農業事情にかんがみ、従来から講じてきた施策を更に強化するとともに、収穫機械の導入を一層推進し、さとうきび作の生産性の向上を図つてま

いる所存であり、更に必要労働力の確保についても、関係機関で協議してまいりたい。

3 ア 今日、沖繩では、物価、労賃の上昇、労働力の流出等、経済事情に変動が生じていることは承知しているが、今日の沖繩の事態は、砂糖の価格安定等に関する法律第二十一条第三項に定める「著しい変動」に該当するとは考えていない。

イ 同条第三項に定める物価その他の「経済事情に著しい変動」が生ずる場合とは、同条第一項の価格決定後さとうきびの収穫終了までの間における物価の急激な上昇その他の経済事情の激変の事態であつて、それによつて、さとうきび生産地域全般を通じてみた場合に、明らかにさとうきびの再生産の確保に著しい支障をもたらすとみられるような場合を指すものと理解している。

4 さとうきびの最低生産者価格は、農業パリティ指数に基づき算出される価格を基準とし、生産費、物価その他の経済事情を参酌し、さとうきびの再生産を確保することを旨として定めている。

この最低生産者価格の算定方式を米価などの生産費及び所得補償方式に改めることについては、次の理由により必ずしも適切でないと考えている。

ア 砂糖は、自給率が二十％程度であり、その価格水準は、国際水準と調和のとれた水準であることが必要である。

現在、国内産甘蔗糖の価格水準は国際水準からみてかなり割高の水準にあるため、国内産糖合理化のための各般にわたる措置を講じているところであり、これらの事情を度外視して価格を算定することは、国際価格水準との乖離及び物価の上昇を招来する虞れがある。

イ さとうきびのように今後なお生産性の向上が必要であり、かつ、期待される作物については、生産性向上のための諸施策とあいまつて、その合理化のメリットを当該生産者に還元する現行パリティ方式が適当と考える。

5 昭和四十八年度さとうきびの最低生産者価格は、砂糖の価格安定等に関する法律に基づき、農業パリティ指数に基づき算定される価格を基準とし、さとうきびの生産費、物価その他の経済事情を参酌し、さとうきびの再生産を確保することを旨として、本年十一月二十日まで定めたこととなつており、現在その資料を収集中である。

6 さとうきびは沖繩県農業における基幹作物として重要であることにかんがみ、本土復帰後甘味資源特別措置法に基づき生産振興地域に指定するとともに、農家経営の安定的向上に資するため、基盤整備を進めつつ栽培の省力化を中心とした諸施策を講じてきている。特にさとうきび栽培のうちに多くの労力を要する収穫作業の省力化を図るため、昭和四十七年度から現地に適した機械開発を積極的に進めるとともに、その導入を図つてきたところである。

今後とも、農業労働力の不足に対処してさとうきび作経営の改善を図つて行くため、より積極的な収穫機械の導入を図つてまいりたい所存であるが、さらにこれらの効率的な機械利用体制を推進するためには、県、農業者団体等が中心となり、これらの生産組織体制を整備することが不可欠であるものと考えられるので、これら関係団体とも協議し、さとうきび作の安定的な生産の確保に努めてまいりたい。

7 てん菜及びさとうきびの最低生産者価格の決定については、地元生産者代表、地元道県知事等が委員となつている甘味資源審議会の席で十分地元の意向を聴取するとともに、地元関係者とは

昭和四十八年八月二十四日 参議院会議録第三十号 質問主意書及び答弁書

八六

常に接触を密にして、各般にわたる地元の意向の把握とその反映に努めているところであり、さうきびの最低生産者価格を決めるために特に新たな審議会を設けることは考えていない。

二について

1 沖縄の国立療養所については、現在まで三十八人の職員の増員を図ってきたところであり、医師、看護婦その他一般職員の増員について、今後も努力を怠りまいりたい。

なお、医師については、診療援助のため、本土から医師を派遣し、医療に支障のないよう配慮しているところである。

2 国立療養所の整備については、老朽化した不自由者棟、病棟等を中心に整備を進める予定であり、沖縄の二園についても本土との均衡をみながら適切な措置を講じてまいりたい。

3 入所者の作業賞与金は、入所者のうち軽症者を対象として予算措置がなされているものである。四十七年度作業賞与金の予算についても、沖縄は、本土に合せて算出されたものであり、格差はない。

4 沖縄分室は、九州地方医務局の分室として、復帰時の特殊事情から沖縄の各国立療養所間の連絡調整及び業務指導の面を担当させるため当分の間設置されたものであり、実情に即した運営を図っているところである。

沖縄県石垣市における電話、空港、港湾各整備事業に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和四十八年七月二十三日

参議院議長 河野 謙三殿

喜屋武眞榮

一、沖縄県石垣市における電話、空港、港湾各整備事業に関する質問主意書

本市と沖縄本島、宮古群島、本土を結ぶ電話の需給は復帰後急速に増えているが、電話回線が少ないため新規加入申請の滞り、通話の時間待ちなど多大な不便をきたしている。そこで、

1 現在の新規加入申請の滞り及び石垣市から沖縄本島、本土へのそれぞれの「時間待ち」の状況はどうなっているか。

2 いまの事態を緩和するためには電話回線及び交換台数の増設を急がなければならないが、その計画は如何。具体的に数字で明らかにされたか。

3 市外通話の「時間待ち」が長いために、通話取消しが申込数の三分の一もあるといわれる状況にあつて、沖縄本島及び本土へのダイヤル自動化の促進が望まれる。

このダイヤル自動化についての政府の計画はどうなっているか。

二、石垣空港の整備拡充について
石垣市の出入者の八〇％は航空機利用者で、また同市を訪れる観光客などは毎年二〇％の増加率を示しており、石垣空港の輸送力増強のためその整備拡充をすすめるべきではないか。

1 同空港を第二種空港として整備拡充すべきと考えるがどうか。また現在どのような整備が行なわれているか。

2 同空港へのジェット機の乗り入れについて政府の計画は如何。また、その実現のため処理すべき問題があれば具体的にあげられたい。

3 これらの事業に要する予算措置はどうなっているか。

4 海洋博及び沖縄振興開発計画の中においても同空港の整備についてさらに具体化すべきと考えるがどうか。

三、石垣港湾の整備拡充について
1 「港湾整備五ヶ年計画」において石垣港の整備拡充はどのように計画されているか。

2 石垣市は沖縄本島、本土との間の貨物輸送を船舶にのみ頼る現状である。港湾施設、水深等を早急に整備し大型船舶(五、〇〇〇トン以上)が寄港できる体制をつくるべきと考えるがどうか。

3 海洋博及び沖縄振興開発計画の中においても同港の整備を具体化すべきと思うがどうか。右質問する。

昭和四十八年七月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 三木 武夫

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖縄県石垣市における、電話、空港、港湾各整備事業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖縄県石垣市における電話、空港、港湾各整備事業に関する質問に対する答弁書

一、について
1 石垣市における加入電話の四十七年度末における状況は、加入数二、九八五加入であり、申込積滞数九三一加入分である。

また、石垣市から沖縄本島及び本土への通話の待合せ時間は、一日中平均で、特急通話二〇分、至急通話四〇分、普通通話二時間程度となつてゐる。

2 石垣市における加入電話の需給状況を改善するため基礎設備の充実に努めているが、四十八年度において加入電話の増設は約三七〇加入を予定しており、四十九年度においても、更に大幅な増設を検討している。

また、八重山群島と沖縄本島との間の通話サービスの改善を図るため、当面の対策として、四十八年度においては待時サービス用の回線を二〇回線から二九回線とし、手動交換台を八席から一〇席とするよう計画しており、四十九年度においても、更に改善するよう検討している。

3 沖縄本島及び本土への通話について完全にダイヤルでかかるようにするために、沖縄本島・宮古間に現在開発中の深海用の海底同軸ケーブルを敷設することが最も効果的であるので、このケーブルを開通させることにより、おおむね五十一年度に沖縄本島及び本土への通話のダイヤル化を実施する予定である。

二、について

1 石垣空港は、那覇、宮古等を結ぶ地方的な航空輸送を確保するために必要な飛行場として、第三種空港に指定し整備を進めている。

現在、本空港については、YS-11級の就航する空港として航空法の基準に適合させるための整備を四十七年度(三億五千六百七十一万三千円)から四十八年度(二億四千九百九十七万六千円)にわたって実施している。

2 那覇—石垣路線の最近の利用者数の動向及び将来の利用者数の予測から考えるならば輸送能力の増大を図るため、本空港のジェット化を検討する必要があると考える。

また、ジェット化に当たっては、離島の特性にかんがみ、限られた地形条件での周辺土地利用、病院、刑務所の移転、埋蔵文化財調査及び騒音問題等を設置管理者である沖縄県において十分検討し、最適と考えられる計画を決定する必要がある。

3 国としても、沖縄県における検討結果を待つて検討を加え、必要に応じ所要の措置を取りたいと考える。

4 本空港の整備は、沖縄振興開発計画の趣旨にのっとり、かつ、海洋博関連公共事業として、空港整備五か年計画の中で実施している。

三、について

1 沖縄県の港湾整備事業については、現行五か年計画の予備費を充当し、那覇港等の重要港湾や本島及び離島の地方港湾における一般の港湾施設の整備のほか、海洋博関連事業等当面緊急を要する事業から実施を行っているところである。

各港別の五か年計画事業については、目下運輸省において新しい五か年計画の策定を検討しており、沖縄県の各港湾別の整備事業計画についても、港湾管理者の要望を十分にふまえて、この新しい五か年計画において、計画の確定を行いたいと考えている。

なお、石垣港については、当面既設岸壁の補強改良及び安全対策としての航路、泊地の増深拡大大等の事業を行っており、五、〇〇〇トン級船舶のためのけい留施設等の整備事業についても、できるだけ早い時点で着工したいと考えている。

2 五、〇〇〇トン級の大形船舶が寄港できるようにするための港湾施設については、今後の船舶の大型化に対応して整備することが必要であると考えている。

このため、当面最緊急の既存けい留施設の補強改良及び安全対策としての航路、泊地の増深拡大大等の事業に引き続きできるだけ早い時点でその整備に着手したいと考えている。

3 石垣港は、沖縄振興開発計画において八重山群島の拠点港湾として整備すべきことが示されている。

また、当面緊急を要する既存けい留施設の補強改良のための事業や、連絡船等の安全な入出港を確保するために必要な航路、泊地の増深拡大大等の事業については、海洋博関連事業として目下その整備を進めている。

その他の事業について必要なものについても、港湾管理者の要望を十分ふまえて、現在、運輸省において策定検討中の新しい港湾整備五か年計画において処置していきたいと考えている。

合成洗剤による健康被害及び環境汚染等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和四十八年七月二十三日

参議院議長 河野 謙三殿

峯山 昭範

合成洗剤による健康被害及び環境汚染等に関する質問主意書

最近の二〇年間に電気洗濯機と合成繊維のめざましい普及とあいまつて、従来家庭で使用されていた洗剤としての石鹼は、便利で性能度の高い合成洗剤にとつてかえられ、現在では日常生活に欠かせないものとしてすべての家庭のなかに入りこんでしまつていく。

しかしながら、この新しい合成洗剤は家庭で使用しやすい反面、これの有毒性等については従来一部の学者等により指摘されてきているにもかかわらず、製造業者はこれの安全性を極力宣伝し、人の健康に対する毒性、被害、主婦の手あれ等の皮ふ炎、肝臓障害、催奇形性、発がん補助作用等の事実に対しては耳をかたむけることなく今日においても大量に生産を続けていくところである。

一方行政当局である厚生省も合成洗剤の有毒性のおそれを認めながらもこの一〇年間以上にわたり殆んど合成洗剤規制の努力を怠り、今日に至つておる。

しかしながら、最近の合成洗剤の有毒性に対する世間の批判はようやくきびしくなり、三重大学三上教授により催奇性が、名古屋市立大学佐藤壽昌教授からは発がん補助作用のおそれが指摘され、また柳沢文正氏等合成洗剤研究者として知られている学者からもいろいろその有毒性が強く主張されていくところである。以上のほか、最近では家庭の主婦、マスコミ方面でもその有毒性が大きくとりあげられ、世間でもようやく洗剤の安全性に対し強い不安を抱くようになってきたところである。

厚生省は、去る昭和四十八年四月二十八日に至りようやく厚生省告示第九十八号で台所用洗剤の成分規格及び使用基準を定めたところである。更に衣料用合成洗剤の主成分トリポリン酸ソーダによる河川、地下水等の汚染も甚だしく、新たに都市周辺或は家庭下水等の大量に流入する琵琶湖、瀬戸内海等においてはわが国の下水道処理の不完全とあいまつてますます環境汚染に拍車をかけているところである。

最近にいたつて、消費生活関係諸法によつて、洗剤の製造、販売、使用については、規制、指導が徐々に強化されつつあるが、かならずしも十分ではなく、人の健康に対する毒性、環境の汚染についての国民の不安は高まつていく。

政府は以上の諸点を明確に認識して国民の不安を解消するための対策を早急に実施すべきである。よつて次の諸点について政府の見解を明らかにされたい。

一、合成洗剤の安全性について

合成洗剤は昭和二十五年アメリカのオロナイト社から原料を輸入され、翌二十六年石油系洗剤が製造された。以後各社による研究がはじめられ、昭和三十四年になつて一せいに発売され、電気洗濯機の普及により新製洗剤は爆発的な生産の伸びを続け今日に至つていく。しかし、洗剤の安全性にはいろいろ疑問が指摘されている。よつて次の諸点について政府の回答を求める。

昭和四十八年八月二十四日 参議院會議録第三十号 質問主意書及び答弁書

八一八

- (1) 合成洗剤の種類とその成分組成及び洗浄効果
- (2) 製造企業別、種類別製造量、年間販売量、使用量の年次別推移
- (3) 洗剤による健康被害(皮膚炎、腎臓、肝臓障害、発がん性、催奇形性等)の事例とその発生状況

(4) 洗剤の有害、有毒性に関する政府の研究体制とその研究結果

(5) 合成洗剤に対する現在の法的規制体系及びその製造、販売、使用規制の現状

(6) 洗剤の安全性確保、法規制体系の整備及び監視、検査についての今後の政府の方針

(7) 合成洗剤による健康被害に対する諸学説

(8) 海外における合成洗剤規制の現状

二、合成洗剤による環境汚染等について

多摩川等大都市周辺の河川の下流或は住宅団地等により急激に人口集中をきたした地域の周辺で河川では発泡が目立っている。これは合成洗剤の普及につれてそれが新たな環境汚染の原因となっている事実を立証しているものである。下水道の第三次処理が殆んど実施されていない我が国の現状では合成洗剤の使用量に応じてわが国の河川はますます汚染されてゆくことは明白である。その結果、汚染も河川のみならず、湖沼、地下水、内海等も洗剤中のリン酸塩による富栄養化がますます進行し、井戸水、上水道等の汚染の防止は不可能となつてくる。魚介類等に対する影響はもとより人間の生活もますます脅かされる結果となるであろう。よつて次の諸点について政府の回答を求める。

- (1) 河川、湖沼、内海、その他の地表水、及び地下水の合成洗剤による汚染の実態
 - (2) 上水道源に対する影響の有無とその対策
 - (3) 下水道処理能力の实情と将来に対する処理対策
 - (4) 河川等における魚介類に対する影響の有無
- 三、合成洗剤による環境汚染に対して速効ある防止対策としては、現在の合成洗剤の家庭使用量を極力おさへることに、リン酸塩を成分としない無公害、無毒の新製品を早急に開発するか、従来の石鹼使用を推めることが必要であり、併せて下水道第三次処理を推進する必要があると思ふが政府はどのように考えているか。右質問する。

昭和四十八年七月三十一日

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 三木 武夫

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員山昭範君提出合成洗剤による健康被害及び環境汚染等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一、について
参議院議員山昭範君提出合成洗剤による健康被害及び環境汚染等に関する質問に対する答弁書

(1) 種類と成分組成

合成洗剤の種類は、粉末洗剤、液体洗剤及びその他であり、その成分組成は、次のとおりである。

- ① 粉末洗剤(主として衣料の洗たく用)
成分としては、鉱油系、高級アルコール系の界面活性剤及びトリポリリン酸ソーダ、ケイ酸ソーダ、炭酸ソーダ、ボウ硝等のビルダーからなる。
- ② 液体洗剤(主として台所用)
成分としては、鉱油系、高級アルコール系等の界面活性剤、若干のエタノール、尿素等の溶解補助剤及び水からなる。
- ③ その他
形状は、ペースト状、固形があり、成分としては、鉱油系、高級アルコール系の界面活性剤が主成分である。

(イ) 洗浄効果

① 粉末洗剤は、身体から分泌される皮脂、外部から付着するじんあいなど油性、固形の汚れを落とすのに適している。

② 液体洗剤は、食器などに付着した油脂類の汚れを落とすのに適している。

(2) 家庭用合成洗剤の生産企業は、ライオン油脂株式会社、花王石鹼株式会社、P&Gサンホーム株式会社など五十七社であり、化学工業統計によれば、昭和四十五年から四十七年における種類別生産数量は、次のとおりである。

(単位 トン)

	昭和四十五年	昭和四十六年	昭和四十七年
粉末洗剤	四六六、三三九	四八一、一八七	五一六、四三八
液体洗剤	一五九、一二四	一六四、九八三	一八六、六一五
その他	八二五	一一一〇	七七〇
計	六二六、二八八	六四七、二八〇	七〇三、八二三

(イ) 家庭用合成洗剤の出荷数量は、化学工業統計によれば、昭和四十五年六十一万三千八百八十二トン、昭和四十六年六十四万五千九百八十八トン、昭和四十七年七十七万五千二百二十三トンである。

なお、種類別内訳は、右記統計に記載されていない。

(イ) 使用量については、統計がないので不明であるが、前述の出荷数量とほぼ同程度のものと考えられる。

(3) 合成洗剤は脱脂力が強く、皮脂をとることは避けられないので、人によつては手の荒れが起こる場合もある。このため家庭用品品質表示法に基づき適正濃度での使用、使用後における手の手入れ等について洗剤の容器に表示を行わせ消費者の注意を喚起している。また、洗浄力は弱いが皮膚に対する作用がおだやかであると考えられる石けん等の洗剤を消費者が自由に選択しうるような措置を講ずるよう現在業界を指導しているところである。

肝臓障害、腎臓障害、がん等の具体的被害については聞いていないが、これらの障害は、各種の動物実験の結果からみて、通常の使用による限り発生するおそれはないものと考ええる。

(4) 洗剤の有害・有毒性に関しては、昭和三十一年に科学技術庁特別研究調整費により厚生省、労働省、通商産業省が総合的な研究を行つたところであり、洗浄の目的から甚だしく逸脱しない限

り人の健康を害うおそれはない。(研究結果の詳細は「中性洗剤特別研究報告(総論)」(昭和四十年七月科学技術庁研究調整局)にまとめられているのでこれを参照されたい。)

また、最近三重大学三上教授らにより胎仔に対する影響等が報告されているので、慎重を期するため更に研究を進める方針である。

(5) 合成洗剤のうち、果実、野菜又は飲食器用の洗剤については、昨年第六十八国会における食品衛生法の一部改正により、成分規格及び使用方法の基準を定めることができることとなつたのでこれに基づき本年四月、洗浄剤の規格基準を定めた。

この結果本年十一月以降規格に適合しない洗剤の製造、販売等が禁止されるとともに、使用の基準に適合しない方法による使用が禁止されることとなつてゐる。

(6) 果実、野菜又は飲食器用の洗剤の安全性については昭和三十七年に食品衛生調査会において内外の資料をもとに検討した結果「中性洗剤を野菜、果実又は食器等の洗浄に使用することは、洗浄の目的から甚だしく逸脱しない限り人の健康を害うおそれはない」との答申があつた。厚生省としてはこの答申にそつて指導を行つてきたところであるが、安全性の問題については、常に万全を期するとの観点から、その後も疑問が提起されるたびに慎重な検討を行つてきたところである。また、最近三重大学の三上教授らによつて胎仔への影響に関する報告等が出されたのでこれについても安全性再確認のための実験を実施する方針である。

また、食品衛生法に基づく洗剤の規格基準の設定に伴い、現在各都道府県を通じてその周知を図つてゐるところであるが、施行後においては全国の食品衛生監視員に監視、指導を徹底させ、安全の確保に努める所存である。

なお、洗たく用、住居用の洗剤については、今国会に提出している「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律案」が成立すれば、それにより、必要に応じ、その基準を定めて安全性の確保を図ることとしている。

(7) 合成洗剤に関しては、我が国のみならず欧米諸国における研究も多く行なわれており、通常の使用における安全性は学問的に十分確立したものと考えられる。

(8) アメリカを除き、食品衛生上の観点から合成洗剤を規制している国はない。アメリカでは合成洗剤(ABS)を果実等の処理のために使用することを目的とする物質として食品添加物に含めており、使用時における濃度の規制等をしてゐる。

二、について

(1) 合成洗剤による水域の汚染は、ABSを指標として測定されているが、水質汚濁の防止の観点から、昭和四十五年までにABSの大部分がソフト化された結果、一部の河川では、汚染の進行は一時頭打ちの傾向がみられた。しかしながら、人口の都市集中の激化とそれに対応する下水道整備のたけ遅れもあり、大部分の河川においては汚染はいまだに進行しているものと考えられる。また、湖沼、海域、地下水については、一部の湖沼を除き、ABSの測定事例は少なく、経年的な汚染の状況は把握することは困難である。

このような現状にかんがみ、政府としては、ABSの環境に及ぼす影響等について、昭和四十七年から研究、調査を実施しており、その結果をもつて水質汚濁防止法による排水規制の対象とすることを検討してまいりたい。

(2) 水道水の合成洗剤に関する水質基準については〇・五PPM以下と定められているが、現在、

平均値でこの値をこえている水源はない。また、湯水時等で合成洗剤の影響が現われるおそれのある場合には、活性炭の使用によつて除去するなど、高度な浄水処理を行うことでの対処している。

なお、現在までのところ合成洗剤に起因する汚染が問題となつたのは多摩川下流部であるが、昭和四十五年九月末以降取水を停止しており、その他の水道では、取水停止等の措置をとつたという例はない。

(3) 合成洗剤を含む下水の処理については、下水道終末処理場のばつ気槽における発泡等による機能低下の問題と洗剤中のりん酸塩が除去困難であるために放流先の湖沼等閉鎖水域において惹起される富栄養化現象との二つの問題がある。

第一の点に関しては、合成洗剤が市場に出回り始めた初期の段階において、洗剤の大部分がいわゆるハード型で分解し難い性状のものであつたため、発泡による処理場の処理機能の低下、放流先の河川等での発泡等の問題が数多く発生したが、その後、洗剤は、いわゆるソフト型に転換し、好気性生物処理法ではほぼ完全に分解されることとなつたので、この点に関しては、近年漸次解消されつつある。

第二の下水中のりん酸塩の除去については、通常の下水処理法では困難である。これに対応するためには、りん酸塩を含まない洗剤の開発及びりん酸塩を軽減するための研究が必要であるが、下水中には尿等洗剤以外にもりん酸塩が含まれているので、湖沼等の閉鎖水域については、三次処理を積極的に進めて行く必要がある。

(4) 合成洗剤中界面活性剤として多く使用されているアルキル・ベンゼン・スルホン酸ソーダ(ABS)の四八時間半数致死濃度は、コイ、ウナギ、ヒメダカ等で二〇—三〇PPM、アユで四PPM程度であり、水産環境としては、淡水域で〇・五PPM以下、海水域で〇・一PPM以下であることが望ましいとされている。

これまでに河川等において、ABSにより魚介類に被害があつたという報告は受けていないが、これまでの実験結果で、低濃度でも長期間飼育すると魚類の味覚細胞に影響を受けることが知られており、魚介類への影響については十分注意する必要があると考へてゐる。

(5) 合成洗剤に補助剤として添加されているトリポリリン酸が、内海内湾域でのリン酸塩の供給源の無視できない部分を占めてゐるが、リン酸塩は窒素などの栄養塩の過剰の存在とあひまつて、赤潮発生の基盤である富栄養化の一因になつてゐると推定されている。

三、について

(1) 合成洗剤は、必要以上に使用しても洗浄効果が増加するものではなく、適正な量の使用をすることが必要であると考えており、既に家庭用品品質表示法に基づき、適量使用量を表示することを義務づけてゐる。

(2) トリポリリン酸塩の代替品の開発については、安全性、性能等に問題があり、まだ確たる成果を得ていないが、これら代替品の開発と並行して、リン酸塩の含有率を減少させる方向での研究が必要であり、このための研究が現在進められているところである。

(3) なお、合成洗剤に代わつて石けんの使用を勧めることは、有機物汚染量が増加すること、牛脂等石けんの原料資源に限界があること等の難点がある。

(4) 前述のような施策と併せて湖沼等の閉鎖水域については下水の三次処理が必要と考へられる。

昭和四十八年八月二十四日 参議院會議録第三十号 質問主意書及び答弁書

八二〇

三次処理については、現在鋭意試験研究を進めているところであるが、富栄養化防止のための三次処理については、窒素、リンの排出基準の設定等とも併せてその具体的実施を進めてまいりたい。

小規模企業に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
昭和四十八年八月九日

参議院議長 河野 謙三殿

峯山 昭範

小規模企業に関する質問主意書

わが国経済に重要な地位を占める中小企業のなかで、小・零細企業は、製造業、商業、サービス業を中心に全国の事業所の八一・二%と圧倒的な比重を占めているにもかかわらず、いぜんとして生産性や資金の大幅な格差、無給家族従業者への高い依存、金融面の制約、多数の企業における経営態度の消極性、また環境の変化への適応が困難などの問題を有している。

小規模企業の今後の発展には中小企業基本法に基づき、企業の実態にみあった経営指導を充実していくとともに、金融面での施策を一層充実し、経営改善を進めて諸格差の是正を図っていく必要があると考える。

よつて次の諸点について政府の見解を明らかにされたい。

一、小企業経営改善資金融資制度について

経済環境の変化に対応し、経営改善を図る小企業に対し、低金利かつ無担保、無保証人の特別融資制度が本年度より創設される予定であるが、いまだに発足していない。

小規模企業のおかれている現状を認識すれば、早急に発足すべきであると考え。

よつて次の諸点について政府の回答を求める。

- 1 小企業経営改善資金の融資の開始日時について。
- 2 小企業経営改善資金の具体的な融資条件について。
- 3 現在予定されている金利「七・〇%」を「六・五%」に引き下げる。
- 4 現在予定されている貸出限度額「一〇〇万円以内(運転資金は五〇万円以内)」を「二〇〇万円以内(運転資金は一〇〇万円以内)」に引き上げること。
- 5 現在予定されている貸付期間「二年以内」を「三年以内」に延長すること。
- 6 事業規模「三〇〇億円」を大幅に増額すること。

二、経営改善普及事業について

小規模企業に対し、その経営および技術の改善発達を図るため、商工会議所および商工会に設置されている経営指導員を通じて経営改善普及事業が実施されている。しかしながら、その経営指導員の数および待遇が懸く優秀な指導員が集まらないのが現状である。

経営改善普及事業の効果的な浸透を図るため、指導員の増員、待遇改善、また商工会議所等の行

なり経営改善普及事業に対する中小企業振興事業団の協力などによつて小規模企業に対する適正な指導を促進する必要があると考える。

よつて次の諸点について政府の回答を求める。

- 1 経営指導員の大幅な増員について。
- 2 経営指導員の待遇改善(給与の大幅引き上げとともに、各種社会保険料の補助、退職手当引当金の補助)と身分保障を確立すること。
- 3 中小企業診断士の国家試験制度の創設について。
- 4 「中小企業振興事業団の経営改善普及事業に対する協力」を法文化すること。

三、小規模企業の減税について

小規模企業の減税については、昭和四十八年度税制改正において、白色事業専従者控除の引き上げ個人事業主報酬制度の創設、また同族会社の留保所得加算課税制度の緩和を図るなどの措置がとられたが、まだ十分であるとはいえない。

小規模企業の税負担の一層の軽減を図るため、次の諸点について政府の回答を求める。

- 1 白色申告者の事業専従者控除額を現行「二〇万円」から「四〇万円」に引き上げること。
- 2 現行の中小法人に対する軽減税率とは別に、資本の金額もしくは出資金額が五〇〇万円以下の小規模法人を対象にその法人の各事業年度の所得の金額のうち年二〇〇万円以下の金額については、百分の二〇の税率を適用すること。
- 3 中小法人についての法人税率の軽減税率の適用所得限度額を現行の「三〇〇万円」から「六〇〇万円」に引き上げること。
- 4 地方税における個人事業税の事業主控除額を大幅に引き上げるとともに、個人住民税について白色申告者の場合の事業専従者控除額を現行の「二七万円」から「四〇万円」に引き上げること。

右質問する。

昭和四十八年八月十七日

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員峯山昭範君提出小規模企業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

内閣総理大臣 田中 角榮

参議院議員峯山昭範君提出小規模企業に関する質問に対する答弁書

一、について

- 1 融資の開始の正確な時期については、まだ決定するに至っていないが、極力早急に実施すべく準備を進めているところであり、当面十月初めを目標としている。
- 2 融資条件は次の通りである。

- (1) 貸付金利 年七・〇%
- (2) 貸付限度 一企業一〇〇万円(ただし運転資金については五〇万円)

(3) 貸付期間 二年以内

(4) 担保、保証人 無担保、無保証人

3 貸付金利七・〇％は、中小企業金融の中にあつて、公費、安全、災害等に対する貸し付け及びドル・ショック融資等の一時的な貸し付けに対する金利を除いては、極めて優遇された金利であり、これを引き下げることは考えていない。

4 及び5 本制度は、小規模企業経営改善普及事業における経営指導を金融面から補完するという性格のものであり、小口資金を融資するものである。貸出限度額については一〇〇万円以内（運転資金は五〇万円以内）、貸付期間は二年以内で実施することとしている。

6 本年度の事業規模三〇〇億円は、本制度が本年度からの措置であるので本融資制度実施のための体制整備を必要とすること等をふまえて決められたものであり、来年度以降については、実施状況をみながら、事業規模を検討して行きたい。

二、について

1 経営指導員については、小規模事業者に対する経営改善普及事業の重要性にかんがみ、毎年その増員に努めているところであり、特に四十八年度においては三〇五人と大幅な増員を行った。今後とも本事業の充実に努めてまいりたい。

2 経営指導員の待遇改善と身分保障の確立は、優秀な人材を確保する上でも極めて重要なことであり、このためには商工会、商工会議所の財政基盤の強化がなによりも重要なことである。四十八年度においても経営指導員の待遇改善の中心である給与水準を二〇・一％と大幅に引き上げたところであるが、今後とも十分配慮してまいりたい。

3 中小企業診断士の制度は、「中小企業指導法」に基づく通商産業省令で定める資格を有すると通商産業大臣が認定した者を中小企業診断士として通商産業大臣が登録する制度として現在行われているところであり、とくに、この制度を変えることは考えていない。

4 経営指導員の資質の向上を図るためには、その研修制度を充実することが必要である。このため現在、中小企業振興事業団は、経営改善普及事業に対する協力として、中小企業振興事業団法第二十条第一項第四号の規定に基づいて、中小企業指導担当者の研修事業を実施しており、今後ともその運用に万全を期したいと考えている。

三、について

1 白色事業専従者控除については、本年度の税制改正において一七万円から二〇万円に引き上げたところであるが、今後においても所得税減税の一環として、引き続き配慮してまいりたい。

2 及び3 現在、資本金一億円以下の法人に対する税率は、年三〇〇万円までの所得については二・一八％（配当分二・二％）となつてゐる。これは、資本金一億円超の法人に対する税率三六・七五％（配当分二・六％）に比し、相当大幅な軽減であり、一般的に法人税率の引き上げが検討されて

ている現段階において、小規模法人について、さらに特別の軽減措置を講ずることは適当ではないと考えている。

4 個人の事業税の事業主控除額については、個人の事業者の税負担の軽減合理化を図るため、従来からその引き上げ措置が講ぜられてきており昭和四十八年度においても二〇万円引き上げ、八〇万円とされたところであるが、今後とも個人事業税の負担状況等を考慮しながら引き続き事業主控除額の引き上げについて検討してまいりたい。

また、白色申告者の事業専従者控除を引き上げることについては、昭和四十八年度所得税における白色申告者の事業専従者控除の引き上げ等の事情を考慮し、その引き上げについて検討してまいりたいと考えている。

中小企業の事業転換に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和四十八年八月十日

参議院議長 河野 謙三殿

中小企業の事業転換に関する質問主意書

一 昨年五月の産業構造審議会の中間答申では、知識集約型の産業構造を新しい産業構造ビジョンとして設定しているが、昨年八月の中小企業政策審議会の意見具申では、中小企業の知識集約化をすすめる際には、生産品種の転換、高級化、品種の多角化等いわば「転換」による対応が有効な方策であるとしている。この中小企業の事業転換は、二度の通貨調整を契機に産業構造の知識集約化が一層強く要請されている今日では急務であると考えてる。

しかしながら、転換実施企業が経営指標のうえで種々の効果をあげているにもかかわらず、多くの産地業種をはじめとする低成長業種に属する中小企業には転換の必要性を痛感しながらも転換に踏み切れないものが多い。その障害要因としては、販路、技術、労働力、資金等の問題があげられる。したがつて、国などが金融面、指導面で適切な配慮を加え、中小企業の事業転換が円滑に進められる必要があると考える。

よつて次の諸点について政府の見解を明らかにされたい。

昭和四十八年八月二十四日 参議院會議録第三十号 質問主意書及び答弁書

一、個別企業の事業転換について

中小企業近代化促進法による業種別の近代化計画または構造改善の一環として行なわれる中小企業の事業転換ならびに国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置法による事業転換については、中小企業金融公庫と国民金融公庫から特別の融資ならびに税制上の特別措置がとられている。しかしながら、発展途上国と競合するような業種の中小企業などは、とくに、これだけの施策では必ずしも十分であるといえない実情にある。

よつて次の諸点について政府の回答を求める。

- 1 中小企業金融公庫ならびに国民金融公庫の事業転換貸付枠ならびに年次別、業種別貸付件数および金額実績について。
- 2 中小企業金融公庫ならびに国民金融公庫の事業転換貸付金利「七・〇％」を更に引き下げること。
- 3 中小企業金融公庫ならびに国民金融公庫の事業転換貸付の運用による貸出限度額の引き上げと、貸付期間の延長をはかること。
- 4 転換を目的とした構造改善準備金を積み立てる場合の準備率を更に引き上げること。

二、事業転換合同事業について

国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置法に基づく転換計画の承認を受けた中小企業が、合併または出資形態により事業転換をするため、工場等を設置する場合には、中小企業振興事業団より低利かつ長期の融資が行なわれているが、その実績は極めて少ない現状である。

よつて次の諸点について政府の回答を求める。

- 1 中小企業振興事業団の事業転換合同事業に対する融資枠および業種別貸付件数と金額実績について。
- 2 中小企業振興事業団の事業転換合同事業に対する融資条件の緩和をはかること。
- 3 国または都道府県による既存設備の買い上げについて。
- 三、事業転換追跡調査について

中小企業の知識集約化のビジョンを提示するためにも、また中小企業の事業転換の実態を把握し、適切な施策を講じていくために事業転換追跡調査の果たす役割は非常に大きいといえよう。国においては、本年度から一〇〇〇万円で同調査を行なうと聞くが、その具体的な調査方法について

伺いたい。

四、労務対策について

中小企業の事業転換によつて離職を余儀なくされた者については、職業指導、職業紹介の実施、職業転換給付金制度の活用、中高年令者等求職手帳の有効期間の延長等を講じているが必ずしも離職者の早期再就職は万全とはいえない現状である。よつて中小企業の事業転換によつて離職を余儀なくされた離職者に対して政府が具体的にとつた労務対策を明示するとともに炭鉱離職者臨時措置法等に準じて国は就職促進手当をこれら離職者に支給すべきであると考えるがどうか。

右質問する。

昭和四十八年八月十七日

参議院議長 河野 謙三殿

内閣総理大臣 田中 角榮

参議院議員山昭範君提出中小企業の事業転換に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山昭範君提出中小企業の事業転換に関する質問に対する答弁書

一、について

- 1 中小企業金融公庫並びに国民金融公庫の四十八年度事業転換貸し付けの融資枠並びに年次別、業種別貸付件数及び金額実績は、次の通りである。

(事業転換貸付枠)

	四十七年度	四十八年度
中小公庫	五〇億円	構造改善等貸付枠四六五億円の内
国民公庫	一〇億円	同右 四五億円の内

(事業転換貸付実績)

	四十七年度		四十八年度(四月～六月)	
	(件数)	(金額)	(件数)	(金額)
中小公庫	一八件	四四一〇〇万円	二件	一八〇〇万円
国民公庫	八件	四〇〇〇万円	二件	九〇〇万円

(注) 業種はすべて製造業である。

2 事業転換のうち国際経済上の調整措置の実施に伴う転換については、政策的見地から、近く、貸付金利を現行の七・〇％から六・五％(四年目以降七・〇％)に引き下げることとしている。

3 事業転換貸付については、四十八年度から、貸付限度を中小公庫においては八〇〇〇万円から二二〇〇〇万円に、国民公庫においては一〇〇〇万円から一五〇〇万円にそれぞれ引き上げるとともに、貸付期間も七年(据置き一年)から十年(据置き二年)に延長することとした。

4 現在、中小企業近代化資金等助成法第十八条に基づき、中小企業構造改善事業計画を承認するに当たっては、組合が組合員に納付させる賦課金の額は、その組合員の売り上げのおおむね千分の十五(商業の場合は千分の五)までを限度とするという基準で運用しているが、当該計画に転換等促進事業を含む場合は、特に千分の二十五(商業の場合は千分の六)までを認める方針で運用している。

これまで事業転換を含む中小企業構造改善事業計画を実施した組合の実例をみると、実施主体となる組合が組合員に賦課している納付限度額は、いずれも右の運用基準にいう限度額を下回っており、このような現状からみて、今直ちにこの運用基準を改訂してこれを引き上げる必要はないのではないかと考えている。

二、について

1 中小企業振興事業団による事業転換に係る助成制度、融資枠及び実績は次の通りである。

制 度	融 資 枠	実 績
① 事業転換合同事業	二〇億円	なし
② 共同転換事業	一〇億円	なし
③ 設備共同廃棄事業	一〇億円	一件

2 本制度は、四十七年度より創設されたこともあつて、利用状況は少ないが、第二次ドル・ショックにより影響を受けた産地においてはグループによる事業転換の動きがあり、本措置の一層の活用を図るため融資条件について所要の改善措置を図ることとした。この場合、改善の内容は現在ドル・ショックとの関連で問題のある産地約四〇に對して実施している緊急診断の結果をも勘案して決定していくこととしている。

3 設備買上げについては、①対象業種の確定が難しく、財政負担が膨大になる恐れがあること、②対象業種については設備規制等の歯止め措置が必要となると考えられるが、その体制が整っていないかどうか、③また、これらの業種につき前向きな施策により対処することが可能であるかどうか、など問題点も多い施策であるので、現在、慎重に検討を行っているところである。

なお、これに関連して、当面の措置としては、中小企業振興事業団による既存の設備共同廃棄事業に対する助成措置の改善を図ることとしている。

改善措置の具体的内容については、貸付主体の拡大、融資比率の拡大等が考えられるが、現在実施中の緊急診断の結果をも勘案して検討することとしている。

三、について

中小企業事業転換追跡調査については、現在その調査方法等の詳細を検討中であるが、基本的考え方としては、郵送による書面調査、面接調査等を実施するとともに専門家による調査結果の検討等を行うことにより、転換企業の経営の実態を時系列的に把握分析し、今後の転換の進め方の参考に資したい。

四、について

中小企業の事業転換に伴う離職者対策としては、

① 失業保険制度、職業転換給付金制度の活用

② 離職の早期把握による離職前の職業相談、求人開拓の実施など機動的な職業紹介と職業訓練の実施

③ 中高年齢者等求職手帳の有効期間の延長などの措置を講じ、その早期再就職を図っているところである。

離職者対策の基本はできるだけ早期にその再就職を促進することであり、現行求職手帳の活用、職業転換給付金の支給により、その早期再就職に万全を期する考えである。

昭和四十八年八月二十四日 参議院会議録第三十号 質問主意書及び答弁書

八二四

中小企業の海外投資に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和四十八年八月十一日

参議院議長 河野 謙三殿

峯山 昭範

中小企業の海外投資に関する質問主意書

最近におけるわが国の中小企業をめぐる内外情勢は激しい変化を示しており、さきのドル・ショックの場合などに端的に見られたように、多くの中小企業に対し、きびしい試練を迫っている。中小企業がこの環境変化に積極的に対応するためには、従来以上に近代化・構造改善につとめる必要があることはもちろんのこと、事業の転換、海外投資等の推進も必要であらう。

ところで、わが国の中小企業は、発展途上国への海外投資の意欲が最近になって高まつてはきているが、人材不足、資金調達等の困難、海外投資に関する情報の収集難、海外投資経験の不足、現地に適切なパートナーがいななどの問題があり、中小企業の海外投資の円滑化のための国の施策が強く要請されているといえよう。

よつて次の諸点について政府の見解を明らかにされたい。

一、中小企業の海外投資の現況について

わが国の中小企業の海外投資は、昭和四十七年十二月末現在で、六一七件に達しているが、概して、投資をしたものの、現状では利益すら計上できない企業が多い。

また、投資リスクが比較的小さく投資環境が安定している近隣地域向けの場合は、集中進出がみられ、この結果、現地企業との競争を生じ、現地産業の育成を阻害し、また、タイ国における旭硝子の子会社タイ・カセイソーダ会社の排水がメナム川を汚染しているのではないかな等の非難を呼ぶケースも多く伝えられている。

よつて次の諸点について政府の回答を求める。

- 1 国別、年次別の中小企業海外投資件数および金額実績について。
- 2 業種別、年次別の中小企業海外投資件数および金額実績について。
- 3 進出年次別の中小企業海外投資の収益状況について。

4 現地で公害等の非難があつた具体的な事例について。

二、中小企業海外投資協力事業団の設立について

発展途上国の要請に積極的に対応するとともに、中小企業の海外投資の円滑化を図るため、中南米、アフリカ等の発展途上国における合弁事業を中小企業とともに推進する一貫した機能を持つた機関として中小企業海外投資協力事業団を設立すべきであると考えるがどうか。

三、海外貿易開発協会による中小企業海外投資協力事業について

本年七月一日から発足した海外貿易開発協会による中小企業海外投資協力事業が創設されたが、無利子融資の経済協力というワケがあるため、相手方の資本が参加しなければならぬとか、現地合弁に限るとか、相手方政府機関からの要請があるとかといった厳しい条件および手続きが課せられている。これを少なくとも「ドル対策法」の対象となつている業種については、特例を考慮して、この種の中小企業の海外投資を促進すべきであると考えるがどうか。

四、中小企業の海外投資に対する国の施策について

現状では、中小企業の海外投資は、人材、情報、資金等の各面での障害が大きいことにかんがみ、国の指導、援助の充実が強く望まれている。そこで政府が、今後採らうとしている中小企業の海外投資に対する具体的な施策について伺いたい。

右質問する。

昭和四十八年八月二十一日

内閣総理大臣 田中 角榮

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員峯山昭範君提出中小企業の海外投資に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員峯山昭範君提出中小企業の海外投資に関する質問に対する答弁書

一、について

- 1 国別、年次別の中小企業海外投資件数及び金額実績については、別表一のとおりである。
- 2 業種別、年次別の中小企業海外投資件数及び金額実績については、別表二のとおりである。
- 3 進出年次別の中小企業海外投資の収益状況については、別表三のとおりである。

4 わが国企業の海外投資は、最近、急速に増加してきているが、海外進出した企業でその企業行動が非難された事例は極めて少なく、次の事例程度である。

事例①

タイにおいて、昨年十一月、日本商品不買運動が発生しており、わが国企業に対し、①受入国の必要に応じた投資を行うこと、②受入国に資本参加の機会を与えること、③再投資を促進すること、④受入国人を登用することが要請された例。

事例②

本年三月、シンガポールの中小商社五〇〇社が加盟している六つの商業組合がシンガポール政府に対し、①日本企業は、当初シンガポール輸入商を代理店として活用するが、後にこれを解約したりして、その権益をおかしていること、②日本商社は小口入札まで割りこんで、シンガポールの中小企業に競争をいどんでいること、③日本商社は、通貨変動によって生じた差替差損を、シンガポール輸入商に一方的になすりつけている旨の決議文が送付された例。

なお、御指摘のメナム川汚染の問題は、現在現地政府において真偽を調査中の模様である。

二、について

発展途上国は、工業化への重要な柱として中小企業業種に属する労働集約的産業の育成に努めており、この分野における協力要請は、近年一段と高まりをみせている。

かかる発展途上国からの要請に応え、わが国中小企業の海外投資の円滑化を図るためには、情報の収集提供、経営・技術の指導、資金的助成等の措置を総合的に講じ得るよう施策を確立することが必要であるので、昭和四十八年度から新たに政府資金をもつた財団法人海外貿易開発協会を通ずる中小企業海外投資協力事業を開始することとしたところである。

今後とも本事業については、実施機関の整備拡充の問題を含め、事業内容の一層の充実について積極的に検討してまいりたい。

三、について

最近発展途上国のナショナリズムは急速な高まりをみせており、わが国企業が発展途上地域に進出するに当たっては、相手国との摩擦を引き起こすことがないよう十分配慮する必要がある。

海外貿易開発協会が行う中小企業海外投資協力事業も、発展途上国における中小企業業種の産業の育成発展を目的として、発展途上国側の経済的社会的事情に十分適合した形でわが国中小企業の海外投資を円滑に進めようとするものである。

今後発展途上国に対する海外投資は、投資先国との協調融和のもとに進められることが何よりも肝要であり、中小企業海外投資協力事業における融資のための諸条件は、発展途上国に対する望ましい投資行動の確保という観点からすれば、決して厳しいものではないと考える。

また、「ドル対策法」の対象業種の一部に見られるように、国内産業構造の高度化、合理的国際分業への移行等の観点から海外進出が必要とされる業種については、政府系金融機関等による助成制度の充実等を通じ、その一層の円滑化に努めてまいりたい。

四、について

(1) 中小企業の海外投資のあり方については、昨年八月の中小企業政策審議会の意見具申「七〇年代の中小企業のあり方と中小企業政策の方向について」の中で、

① わが国中小企業は、円切り上げに象徴される国際経済環境の変化に対処して、国際分業に適応する生産構造へのシフトを図りつつ、事業活動の場を広く海外にも求めていくべきこと

② その際の海外投資は、投資先国の経済発展段階に見合った秩序あるものであり、投資受入国の経済発展に寄与する効果を持つものであるべきこと
という方向が与えられている。

(2) 政府としては、この意見具申の基本方向に沿いつつ、その具体策を検討しているところであるが、当面は、

① 海外貿易開発協会に本年度から創設された中小企業海外投資協力事業の拡充

昭和四十八年八月二十四日 参議院會議録第三十号 質問主意書及び答弁書

- ② 政府系金融機関による中小企業の海外投資に対する助成の拡充
 ③ 日本商工会議所、ジエトロ等を通ずる中小企業への海外情報提供事業の拡充などにより、中

小企業の海外投資における障害を解消するとともに、投資受入国の経済発展に寄与するよう指導してまいりたい。

〔別表二〕

年度	地域別	昭和四〇年度		四一年度		四二年度		四三年度		四四年度		四五年度	
		金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
	韓 国							四四二	二	二、七六三	一〇	三、五五三	四一
	香 港			六三	三	二一〇	一			三七二	六	六二	三
	台 湾			五二四	二〇	一、五六〇	三三	三、二二一	四四	五、二五〇	四二	三、一四	一九
	海 沖												
	繩 島					五二	二			二六一	六	一四八	二
	その他アジア	四一八	四	九六	四	六一九	五	七七九	五	一、七六三	一二	三、二〇六	一八
	米州(中南米を含む)	七〇一	四					一〇	一	二九五	四	六〇七	五
	ヨーロッパ							一八	一				
	中 近 東			五〇	一							三三	一
	アフリカ	四〇一	三					一八	一	一三八	二		
	オセアニア					九九	二	一一二	一	一一〇	一		
	計	一、六〇四	一五	七三三	二八	二、五四〇	四二	四、六〇〇	五五	一〇、九五二	八三	一〇、七二三	八九

(金額は、単位千ドル)

四六年度		四七年度 (四?二月)	
金額	件数	金額	件数
七、一八四	四四	一四、二五五	七二
五〇	二	三七二	七
八四〇	七	一、八三七	一二
一	一		
一、四九七	一五	三、四一三	二二
一、二五九	一〇	二、八四七	二二
		一五	一
八九	一	一	一
二、二六四	二	一二	一
一三、一八四		二二、七五一	

資料は通商産業省調べ。

(注)一、現地法人が製造業であるものの新規案件のみを対象としている。

二、中小企業は、資本金五千万円以下(商業・サービス業では、資本金二千万円以下)の法人および個人とし、件数には大企業との共同投資を含む。

〔別表二〕

(金額は、単位千ドル)

年 度	業 種	昭和四六年度		四七年度 (四?二月)	
		金額	件数	金額	件数
	食 料 織 維 木 材 パ ル プ 化 学	三七七	六	四五三	一一
	鉄、非鉄金属加工	二、〇八三	八	七六九	一四
	機 械 電 機 輸 送 機 械 そ の 他 合 計	二、二五〇	二	一、二〇七	一一
		一、七〇六	五	七八四	八
		五二九	二	三、四七二	一二
		五四四	五	三、二四三	一二
		一、六四四	一一	八、六〇二	三三
		〇	〇	三三〇	二
		四、〇五一	四三	三、八九一	三四
		一三、一八四	八二	二二、七五一	一三五

資料は通商産業省調べ。

(注)一、前表の(注)一、二に同じ。

二、業種は、現地の製造業の業種を示す。

昭和四十八年八月二十四日 参議院會議録第三十号 質問主意書及び答弁書

〔別表三〕

進出時期	売上高純利益率		(単位…企業数の比率)	
	赤	字	○、 〃 五 % 未 満	五 % 以 上
四 四 年 以 前 (一〇〇)		二〇	五二	二八
四 五 年 以 降 (一〇〇)		三二	五一	一六
計 (一〇〇)		二七	五一	三二

資料は通商産業省「わが国企業の海外事業活動調査」四七年一月

(注)一、中小企業は、資本金五千万円以下または従業員三百人以下(商業・サービス業では資本金一千万円以下または従業員五十人以下)の法人および個人とした。
二、現地法人の収益状況を示したものである。

〔参 照〕

七月二十四日は、会議を開くに至らなかったが、参照のため左に議事日程を掲載する。

○議事日程 第三十二号

昭和四十八年七月二十四日

午前十時開議

- 第一 原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)
- 第二 自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第三 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律案(災害対策特別委員長提出)
- 第四 都市緑地保全法案(内閣提出、衆議院送付)
- 第五 中小企業団体の組織に関する法律に基づく命令の規定による組織の登録の特例等に関する法律案(衆議院提出)

第二十七号中正誤

ベシ 段 行 誤

七 三 三 核 実 実

核 実 驗 正

昭和四十八年八月二十四日 参議院会議録第三十号

昭和四十八年八月二十四日 参議院會議録第三十号

八三〇

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 五十円
(送料別)

所 行 発
東京都港区赤坂美町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二四四二(六代)